仙台市障害者保健福祉計画

［平成24～29年度］

第3期仙台市障害福祉計画

［平成24～26年度］

音声コードは視覚障害のある方や高齢の方の情報ツールです。

仙台市

目　　次

Ⅰ　計画策定の趣旨等 …… 1

1　これまでの経過及び策定の趣旨 …… 1
2　計画の位置づけ …… 2
3　計画の範囲 …… 3
4　計画期間 …… 4

Ⅱ　現状・計画の進捗等 …… 5

1　障害者を取り巻く現状及び課題 …… 5
2　障害者保健福祉計画及び第２期障害福祉計画の進捗等について …… 8

Ⅲ　基本目標及び基本方針 …… 10

1　基本目標 …… 10
2　基本方針 …… 12

Ⅳ　施策体系等 …… 14

1　施策体系 …… 14
2　重点プロジェクト …… 16

Ⅴ　施策の展開 …… 17

1　各施策の概要 …… 17
2　第３期障害福祉計画における障害福祉サービスの数値目標及び見込量等 21

Ⅵ　計画の推進 …… 26

1　各主体の役割 …… 26
2　推進体制 …… 27

Ⅶ　仙台市障害者保健福祉計画・第３期仙台市障害福祉計画関連事業一覧 …… 28

〈資料〉

・　統計データ …… 39
・　用語の解説 …… 45
・　仙台市障害者保健福祉計画・第３期障害福祉計画策定検討経過 …… 49
・　仙台市障害者施策推進協議会委員・専門委員名簿 …… 50
・　仙台市障害者施策推進協議会条例 …… 52

Ⅰ　計画策定の趣旨等

１　これまでの経過及び策定の趣旨

本市では，国際障害者年(昭和 56(1981)年),「国連・障害者の十年」(昭和 58(1983)年から平成４(1992)年)に対応し，障害のある方の福祉を推進するため，昭和 58(1983)年,「障害者福祉計画」を策定しました。以来，社会状況等の変化に対応するため新たな計画を策定し，障害のある方の福祉の総合的な推進に努めてまいりました。

平成 10(1998)年 3 月には，それまでの身体障害のある方及び知的障害のある方に加え，精神障害のある方や，難病患者などの制度の谷間とされる方々を施策の対象に加え，障害の種別の枠を超えた視点に立ち，名称も，「障害者保健福祉計画」に改め，保健・福祉が一体となった施策推進を図ることといたしました。

平成 15(2003)年３月に障害福祉サービスの利用方法が措置制度から契約方式に変わりました。この「支援費制度」に対応するため，平成 15 年度から平成 19 年度までを期間とする障害者保健福祉計画を策定し，その円滑な導入を進めました。

平成 18(2006)年 4 月の障害者自立支援法の施行は，障害種別ごとに提供されてきた障害福祉サービスの一元化，施設や事業の再編など大きな制度改革となりましたが，それに対応するため，平成 23 年度までを計画期間とする「障害者保健福祉計画」と，自立支援法により新たに策定することとなった「障害福祉計画」を一体的なものとして策定し，また激変緩和措置を講じるなどの対応を進めました。

国においても特別対策等が導入され，新たな制度の定着に向けた措置が進められる中，平成 21(2009)年 3 月には「第２期障害福祉計画」を策定し，これらに対応してきました。

平成 21 年 12 月，国に「障がい者制度改革推進本部」が設置され，障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法整備や障害者自立支援法の廃止を前提とした新たな立法措置等，障害のある方に関する施策の総合的な検討が続けられて

います。

平成 23(2011)年 6 月に，障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（いわゆる「障害者虐待防止法」）が成立，平成 24(2012)年 10 月から施行されることとなっており，また，障害者基本法も大きく改正され，一部を除き，平成 23 年８月から施行されました。

障害者制度が大きく変化する過渡期である現在，改革の方向性を見据えながら，これまでの施策の達成状況等をふまえつつ，平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災からの復興を推進し，障害の有無にかかわらず誰もが安全に安心して生活できるまちの実現に向け，新たな「障害者保健福祉計画」及び「第３期障害福祉計画」を策定するものです。

２　計画の位置づけ

(1)　障害者保健福祉計画と本市の各計画等との関係

「障害者保健福祉計画」は，平成 23 年３月に策定された「仙台市基本計画」及び震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」をふまえながら，「高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」，「すこやか子育てプラン 2010」，「いきいき市民健康プラン」等の本市の関連する計画と連携し，保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

(2)　法の位置づけ

障害者保健福祉計画は，障害者基本法第 11 条第３項に定める市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（市町村障害者計画）として位置づけます。

第３期障害福祉計画は，障害者自立支援法第 88 条第１項に定める障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定するとともに，障害者保健福祉計画の前期３年間

の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけます。

計画の位置づけ（イメージ）

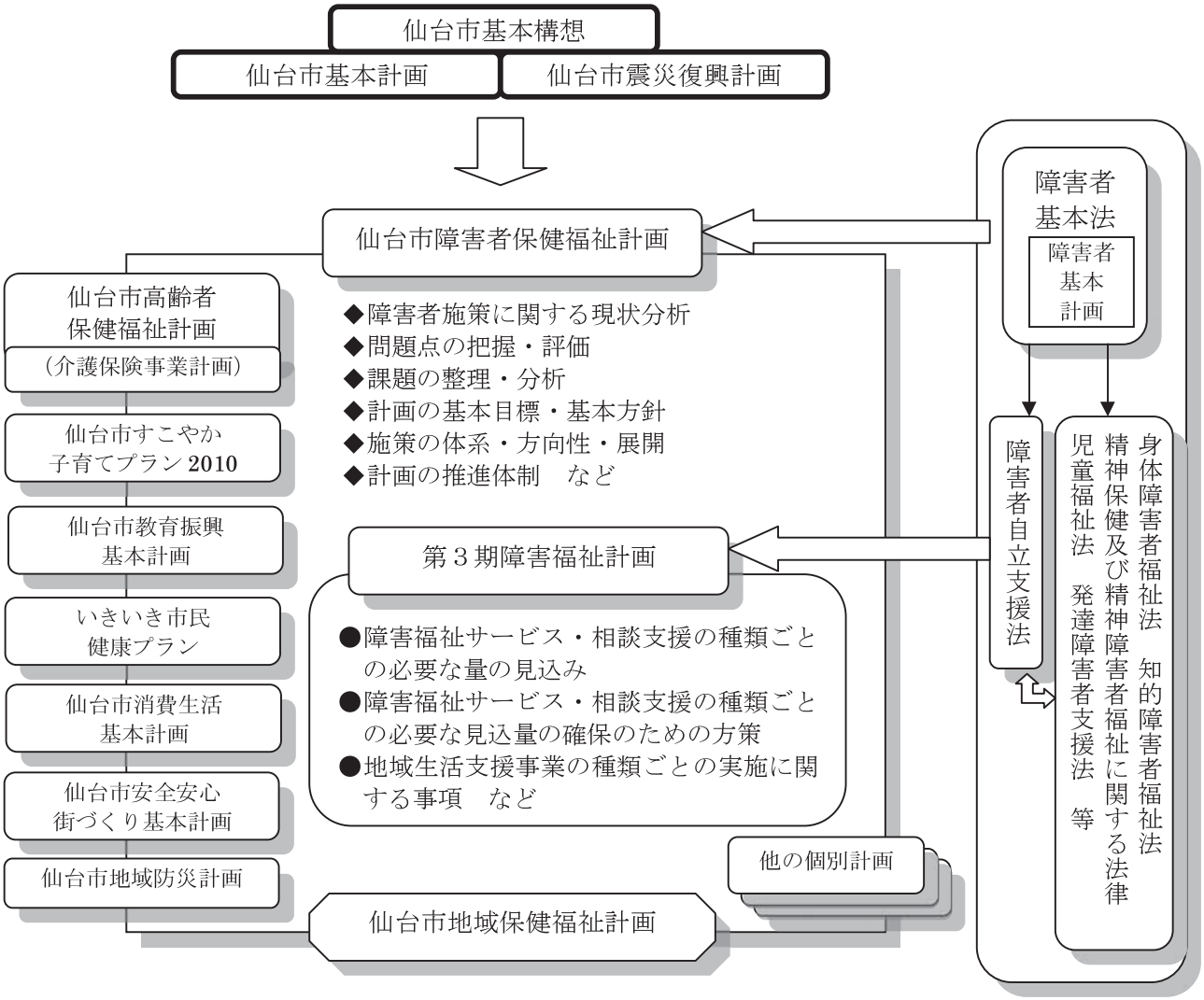

３　計画の範囲

本市の障害者保健福祉計画においては，これまでも，三障害（身体障害のある方，知的障害のある方，精神障害のある方）以外の障害者福祉制度の谷間にある方々も支援の対象として，施策を展開してきました。

障害者基本法の改正により，「障害者」の定義も広くなりましたが，本市の先駆的な取り組みを引き継ぎ，障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし，その家族，取り巻く地域，そして社会全体も含め，障害のある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

※障害者基本法の改正により，「障害者」とは，心身の機能に障害があり，障害と「社会的障壁」により，継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方と定義されました。「社会的障壁」とは，障害のある方が生活をしていくうえで，障壁となる事物や制度，慣行などその他一切のものとされています。

４　計画期間

障害者保健福祉計画は，平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間を前期，平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間を後期）とします。

第 3 期障害福祉計画は，平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

平成 26 年度に次の「障害福祉計画」の策定とあわせて，障害者保健福祉計画の中間評価を行います。ただし，国の障害者制度改革の動向も含め，社会状況等の変化に対し，必要に応じて計画を見直します。

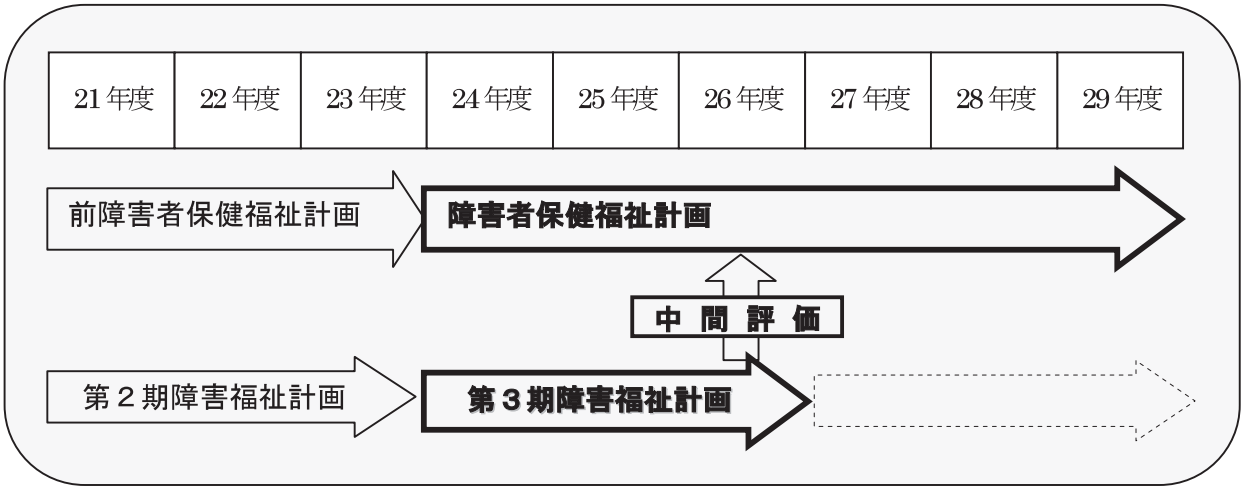

Ⅱ　現状・計画の進捗等

1　障害者を取り巻く現状及び課題

障害者手帳所持者数は増加し，障害福祉サービス利用者数も年々伸びています。これに伴い，障害のある方の施策に係る事業費も増加しており，今後も同様の傾向が見込まれます。

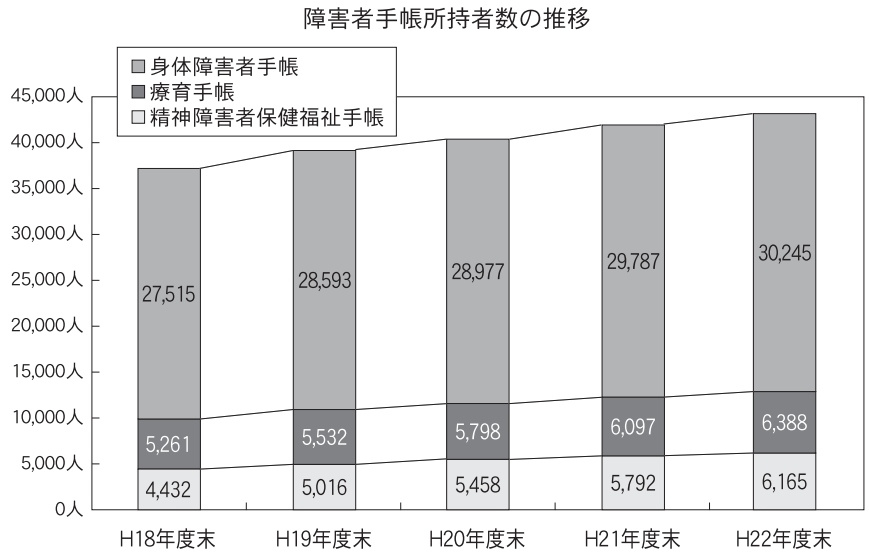

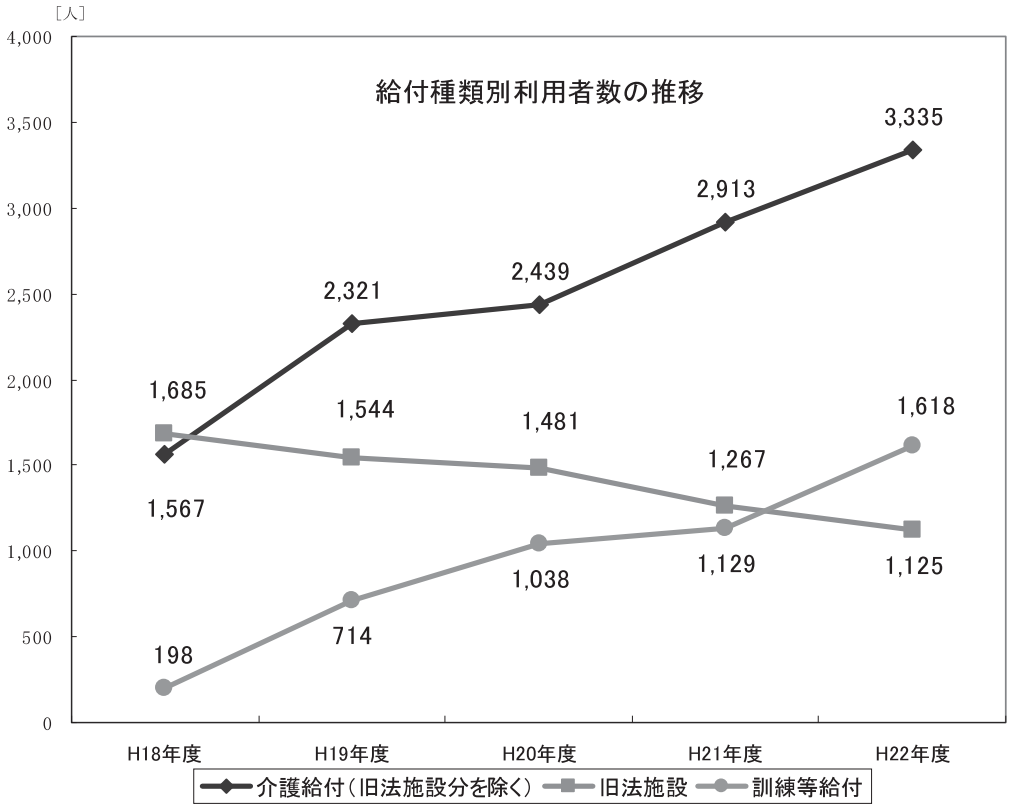

障害者手帳を所持していないものの支援の必要がある方の実態把握は困難な面もありますが，障害のある方の範囲の拡大とあわせた施策の推進が求められています。

少子高齢化が進む今日，障害のある方とその家族の高齢化が進んでいます。

平成 22 年度に実施した「障害者等保健福祉基礎調査」おいては，今後の不安について，将来や家族・親の高齢化，親が亡くなった後の生活に関するものが多くなっています。障害のある方が身近な地域で安心して生活していくためには，高齢化に対応しながら，ライフ・ステージに応じたきめ細かな支援を通し，将来の不安を取り除いていくことが重要となっています。

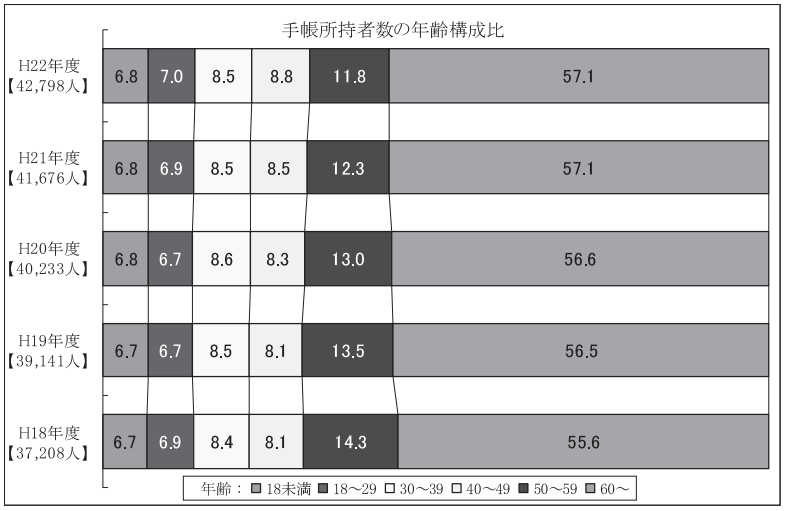

仙台市障害企画課調べ

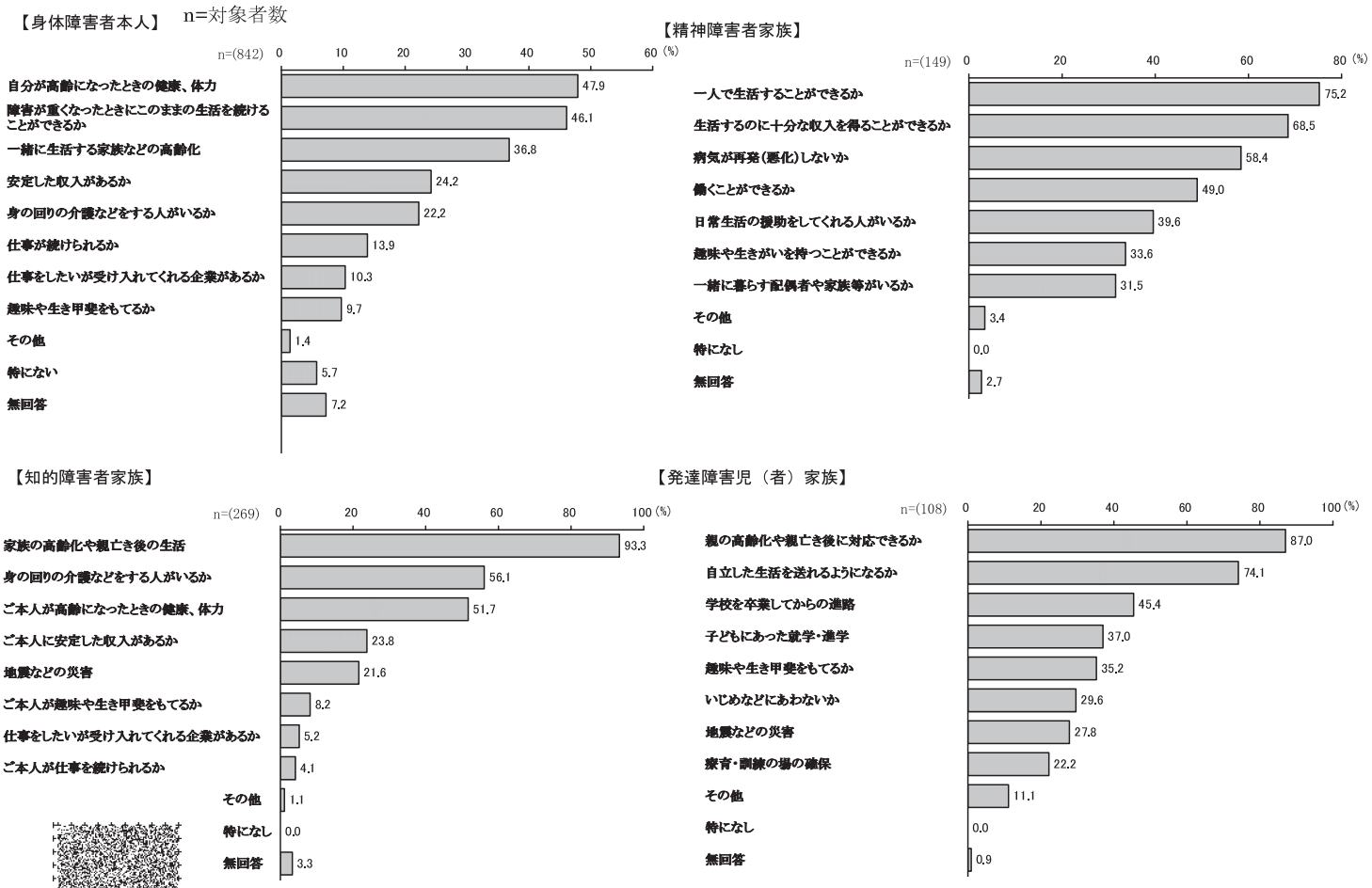

障害者等保健福祉基礎調査(平成 22 年度実施)より

障害のある方の就労状況としては，身体障害のある方や難病患者については，会社員等の常勤の就労が多いものの，知的障害のある方及び精神障害のある方は福祉施設での生産活動である，いわゆる福祉的就労が多く，また，収入に対する不満も多くなっており，自立した生活に向け，障害の特性・状態等に応じた就労支援が求められています。

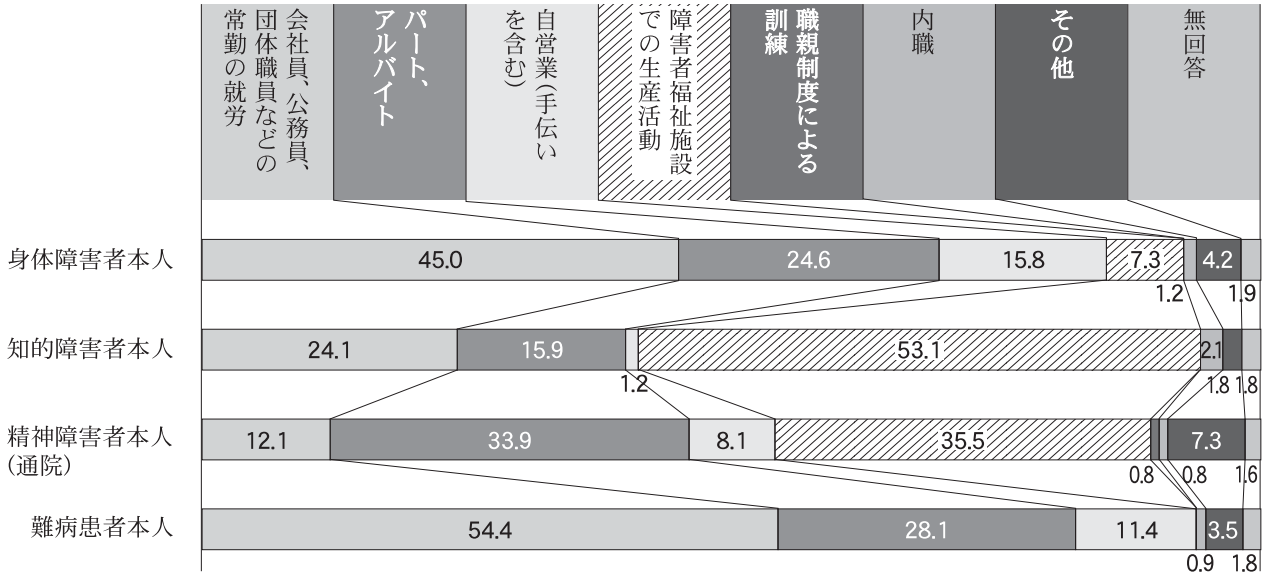

【知的障害者本人】

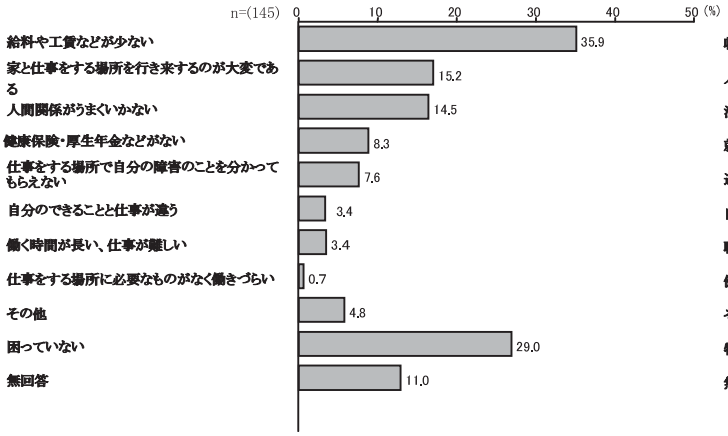

【精神障害者本人（通院）】

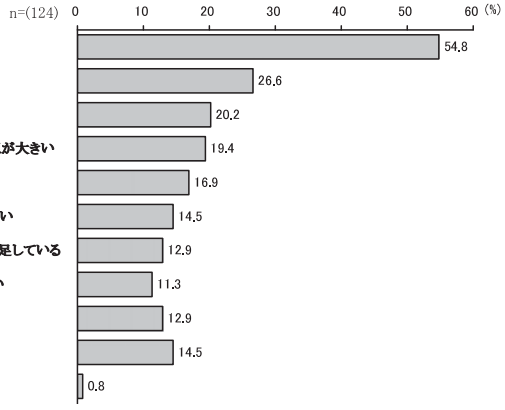

障害者等保健福祉基礎調査(平成 22 年度実施)より

障害を理由とした差別、無視やいやがらせなどを見たことの有無（%）

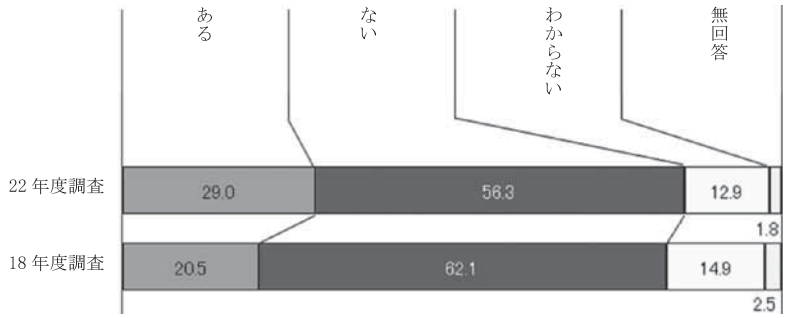

障害のある方への理解（%）

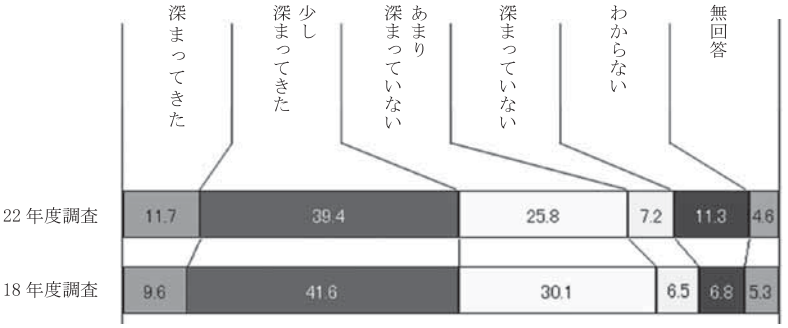

障害者等保健福祉基礎調査より

障害のある方に対する差別や理解の状況について，平成18年度と平成22年度の障害者等保健福祉基礎調査の比較では，障害を理由とした差別等を見たことがあるという回答は増え，障害のある方への理解が深まったとする回答に大きな変化はみられないことから，障害を理由とする差別等の解消と，社会を構成する一員としての権利擁護とその推進が一層必要となっています。

このような現状のほか，障害者制度改革による法改正や新法の制定など，障害のある方を取り巻く状況は大きく変化しようとしています。本市財政が年々厳しさを増す中，これらの変化に伴うニーズの増加，多様化に対応していくためには，事業を継続的に検証し，必要に応じた見直しを行うなどしながら，緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。

また，震災からの復興を進める中，被災者の心のケア等の支援を行いながら，震災を教訓とし，災害があっても安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に向け，安否確認や避難，避難所のあり方など，防災対策等を講じていく必要があります。

２　障害者保健福祉計画及び第２期障害福祉計画の進捗等について

(1) 障害者保健福祉計画（18 年度～23 年度）の概況

①精神障害者退院促進事業，②精神科救急システム，③地域リハビリテーション推進事業，④発達障害者支援体制整備事業，⑤障害者相談支援事業，

⑥就労支援システム整備事業の６事業を重点事業として位置づけました。

計画期間においては，精神障害のある方の病院から地域生活への移行を促進するため，宿泊型訓練などを行うとともに，移転新築される仙台市立病院への精神科救急基幹施設の設置に関し検討を進めました。在宅の障害のある方が身近な地域で適切なリハビリテーションを受けられる体制整備の一つとして，若林障害者福祉センターを整備し，また，発達障害のある方の相談や支援の体制の強化を図るため，南部発達相談支援センターを整備しました。仙台市障害者自立支援協議会からの相談支援体制の再編強化の方向性を受け，相談支援の各主体の協働による障害のある方への支援の仕組みづくりを進めるとともに，地域における障害者職業能力開発促進事業，知的障害者チャレンジオフィス事業などを展開し，障害のある方の就労支援の取り組みを進めました。

(2) 第２期障害福祉計画（21～23 年度。以下「第２期計画」という。）の概況

第２期計画においては，①施設入所者の地域生活への移行者数，②施設入所者数，③入院中の精神障害者の地域生活への移行者数，④福祉施設から一般就労への移行者数の４項目について数値目標を，各種障害福祉サービス，地域生活支援事業については，その見込量を掲げ，目標達成や必要なサービス量の確保に向け取り組んできました。

両計画とも，障害者自立支援法施行による施設，事業体系の再編をはじめとした大きな変革の中，障害のある方が安心して地域生活ができるよう，制度の構築や支援体制の整備，サービスの確保などの課題を克服しながら，施策の推進に努めてきました。

国において障害者制度改革が進められる中，障害者自立支援法に代わるいわゆる「障害者総合支援法」が国会に提出され，今後の審議によっては大きな制度改正も予想されるところですが，制度改正に対応しながら，障害のある方の地域生活を支えるため，そのニーズを的確にとらえ，必要なサービス，支援を提供していくことが求められています。

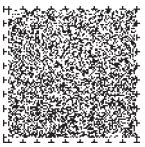

Ⅲ　基本目標及び基本方針

１　基本目標

本市の計画においては，長年にわたり，昭和 56 年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」，国の障害者基本計画の理念「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念としてきました。

これらが掲げられてから約 30 年が経過し，障害のある方に関する考え方や取り巻く環境等は大きく変化してきました。

国で進められている障害者制度改革の一環として行われた障害者基本法の改正では，「全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現」と，目指す社会像が示されたところです。

また，前障害者保健福祉計画からは，ＩＣＦ（国際生活機能分類）という視点を取り入れ，心身の機能の面だけに着目するのではなく，障害のある方を取り巻く生活環境等も含めた総合的な施策の推進に努めてきました。

このような中，平成 23 年３月に策定された仙台市総合計画 2020 では，目指すべき都市像の一つに「支え合う健やかな共生の都」，そして「すべての市民が人間の尊厳を大切にし，多様性を認め合いながら，能力を発揮することができ，一人ひとりが尊重されるまち」を掲げたところです。

本計画においては，これまでの障害者保健福祉計画の基本理念とこれまでの本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえ，仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像「共生の都」，障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため，基本目標を次のとおり定めます。

理念・基本目標の概念（イメージ）

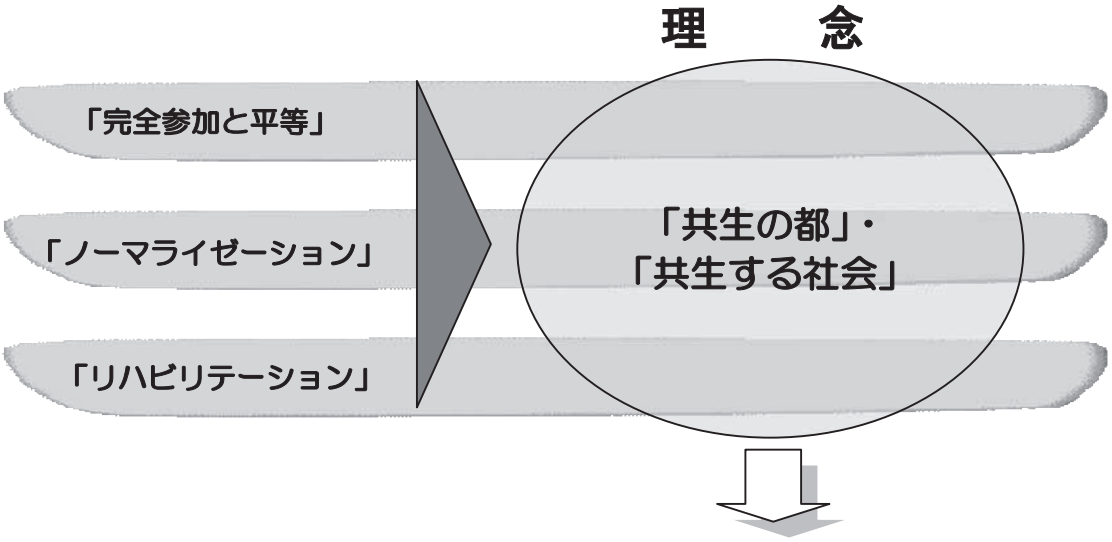

基本目標

誰もが互いに尊重し，支え合いながら，生きがいを持って，自立した生活を送ることができるまち・仙台の実現

基本目標の実現にあたっては，次の３つの視点に立って施策を推進します。

視点
- **(1) 自分らしく生き生きと生活する**
- **(2) 地域でともに支え合い，安心して暮らす**
- **(3) 生きがいをもって社会で活動・参加する**

(1) 自分らしく生き生きと生活する

障害の有無にかかわらず，自分の意思に基づき，自立した生活ができるようなサービスや支援の提供等

(2) 地域でともに支え合い，安心して暮らす

様々な関係機関や団体等が連携・協力し，障害のある方も含め，地域全体として支え合いながら，安心して生活できる環境づくり

(3) 生きがいをもって社会で活動・参加する

障害のある方が，社会を構成する一員として，就労やスポーツ，文化活動など，あらゆる分野において，その活動が確保され，自己実現に向けて取り組める社会環境の整備

2　基本方針

基本目標を実現するための施策の方向性として５つの基本方針を定めます。

基本方針
- **(1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進**
- **(2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実**
- **(3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備**
- **(4) 就労や社会参加による生きがいづくり**
- **(5) サービスの充実と質の向上**

(1) 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

障害のある方の自立した地域生活の実現にあたっては，必要な支援の提供や，物理的な障壁（バリア）の除去のみならず，意識や制度，慣行などに潜む障壁（バリア）を取り除いていくことが不可欠です。そのためには社会全体として障害への理解を深めることが必要であり，様々な機会をとらえ普及啓発等を行います。

また，権利を保護する取り組みを強化するとともに，尊厳を守るため，虐待の防止体制の整備を行うなど権利擁護を推進します。

(2) 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

障害のある方が住みなれた地域で生活できるよう，その意思を尊重し，必要なサービスや支援等を提供するための相談支援体制を強化するとともに，障害の早期発見やライフ・ステージに対応した支援を行っていきます。

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者，強度行動障害のある方など，特に支援の必要な方に対するサービス等の提供や，発達障害のある方，難病患者など多様化する障害の特性等に応じた適切な支援を行います。

また，障害の原因となる傷病などの予防，障害の軽減，健康を維持するための保健・医療施策を推進するとともに，自殺予防対策の推進，精神科救急システムの整備を進めます。

(3) 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

障害のある方が安全に安心して地域で暮らせるよう，様々な環境を整備します。

身近な地域でリハビリテーションを受けられる体制の整備を進めるとともに，支援を通し，自己決定に基づき，住まいの場や日中活動の場を選択できる環境を整えていきます。また障害のある方とその家族を包み込む地域における支え合いの体制づくりを進めます。

物理的な障壁や情報における障壁の除去を促進し，安全な生活空間の形成

を図るとともに，移動に関する様々な支援により，社会活動の促進を図ります。

また，震災の経験を踏まえ，災害に備えた対策を推進し，災害時の支援体制の整備や災害時におけるサービス提供体制の確保等の取り組みや防災対策を進めます。

(4) 就労や社会参加による生きがいづくり

障害のある方が，就労や，スポーツ・レクリエーション活動，文化・芸術活動を通して，地域の中で生きがいや働きがいのある生活を送ることができるように，障害程度・特性に応じた多様な就労環境づくりを推進するとともに，市民の理解と関心を高め，相互理解・交流を推進しながら社会参加の一層の促進を図ります。

(5) サービスの充実と質の向上

障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択できる基盤整備を促進するとともに，必要なサービス量の確保を図ります。サービスの提供者である事業者への指導等の実施や一人ひとりを理解し，それぞれに合った支援を提供できる質の高い人材の育成を進め，サービスの質の向上を図ります。

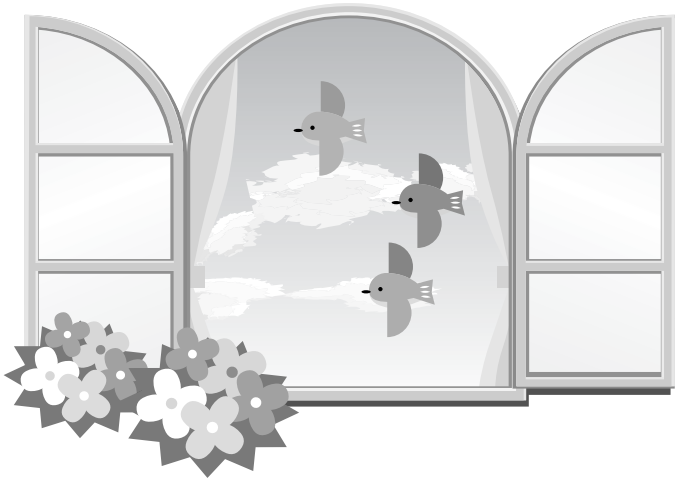

Ⅳ　施策体系等

1　施策体系

基本目標のもと，基本方針にそって施策を体系的に整理し，総合的に推進します。

1　自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進	
(1)　市民理解と相互交流の促進	
①　市民理解の促進	
②　相互理解と交流の促進	
(2)　障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進	
①　権利擁護の推進	
②　虐待防止対策の推進	
2　生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実	
(1)　相談支援体制の強化	
①　相談支援体制の整備	
②　障害の多様化に応じた相談支援の充実	
③　ケアマネジメント推進体制の整備	
(2)　障害児に対する支援の充実	
①　障害児とその家族への支援	
②　放課後の居場所づくり	
③　教育環境の充実	
④　地域における療育の支援	
(3)　障害特性等に対応した支援の充実	
①　障害特性等に対応した特別な支援	
②　心身の状態に応じた適切な支援	
(4)　保健・医療の推進	
①　健診・受診の促進	
②　健康づくりの推進	
③　精神疾患等の早期発見・早期支援の推進	
④　自殺予防の推進	
⑤　精神科救急システムの整備	

3　誰もが安心して地域で生活できる環境の整備
(1)　地域で生活していくための環境整備
①　地域生活支援のための拠点の整備
②　住まいの場の確保等地域移行支援
③　地域住民同士の支え合いの体制構築
④　防犯対策の推進
(2)　誰もが生活しやすいまちづくりの推進
①　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
②　容易に移動できる環境の整備
③　コミュニケーション支援の充実
(3)　震災を踏まえた災害対応の強化
①　災害に備えた対策の推進
②　災害時の支援体制の整備
③　災害時におけるサービス提供体制の確保
4　就労や社会参加による生きがいづくり
(1)　多様な就労による生きがいづくり
①　多様な就労の場の創出
②　就労促進に向けた普及啓発
(2)　障害者就労支援体制の充実
①　就労支援ネットワークの推進
②　個別ニーズに対応できる支援体制の整備
(3)　スポーツ・文化・芸術活動への支援
①　スポーツ・レクリエーション活動の促進
②　文化・芸術活動の促進
(4)　障害者自身による主体的な社会的活動支援
①　当事者活動の推進
②　社会的活動への参加促進
5　サービスの充実と質の向上
(1)　サービスを選択できる環境の整備
①　障害福祉サービス提供体制の整備
②　地域生活を支える各種サービスの提供
③　サービスの質の維持向上を図る指導
(2)　人材の育成・確保
①　障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
②　ボランティアなど地域で支える担い手の確保

２　重点プロジェクト

本計画では，緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため，次の５つを「重点プロジェクト」とします。

(1) 震災からの復興施策の推進
(2) 障害児への支援の充実
(3) 就労支援体制の推進
(4) 精神障害者への施策の充実
(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

(1) 震災からの復興施策の推進

震災を教訓に，安否確認や避難のあり方，適切な情報伝達，被災後の生活支援など，災害時等における障害のある方への支援体制を充実していきます。

また，震災により被災した障害者支援施設等の復旧や影響を受けた就労状況の改善を進めるとともに，被災による生活環境の変化等に伴う精神面の不安に対する「こころのケア」について対応を強化していきます。

あわせて，きめ細かな支援が提供できるよう，相談支援体制の強化や人材育成を通し，支援のネットワークづくりの充実を図り，安心して地域生活を送ることができるよう，有機的な連携のもと各種の事業を推進します。

(2) 障害児への支援の充実

法改正による平成 24 年４月からの障害児関係施設等の体系再編に対応しながら，専門相談機関や学校，施設等との連携のもと，幼児期から成年期に至るまで一貫した支援を推進します。

発達や成長に応じた適切な支援を行うとともに，特に，生涯にわたる生活の基礎が培われる大切な時期である就学前の療育体制を強化していきます。

また，就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図るため，放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進するなど，障害のある子どもとその家族への支援の充実を図っていきます。

(3) 就労支援体制の推進

福祉的就労から一般就労に移行できるよう，本市障害者就労支援センターや関係機関，就労支援事業所等によるネットワークを活用し，職業能力の開発や就労継続に向けた支援を行うとともに，福祉的就労の充実を図ります。

また，一般就労の拡大に向け，障害のある方への支援だけでなく，企業等に対し，障害者雇用に係る継続的な広報や障害の特性に応じた就労機会の創出などについて働きかけなどを行っていく総合的な就労支援体制づくりを進めます。

あわせて，就労支援の中核を担っている障害者就労支援センターのあり方について検討していきます。

(4) 精神障害者への施策の充実

精神障害のある方については，国の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念にそって，本市においても各種事業に取り組んできたところですが，偏見や長期入院者の地域生活への移行など，いまだ課題が多く，引き続き重点的に取り組みます。

精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を進めるとともに，精神科救

急システムの整備や，地域移行支援及び地域定着支援による退院や地域への定着の推進，就労支援施策との連携などにより，地域生活に向けた施策の充実を図っていきます。また，重症化の予防や様々な精神症状への的確な対応のため，早期発見･早期支援の取り組みを進めます。

(5) 障害の重度化・多様化への対応の強化

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者，強度行動障害のある方など重い障害により特別な支援が必要な方が地域で生活できるよう，サービス提供のほか，住まいの場の確保に向けた取り組みや社会参加，権利擁護などを推進します。

発達障害，難病等の慢性疾患，高次脳機能障害など障害の種類は多様化しています。障害者基本法の改正により障害のとらえ方も広くなり，就労や相談などについて障害や心身の状態に応じた支援が求められており，引き続き必要な支援を行っていくとともに，国の障害者制度改革の方向も見定めながら対応の強化に努めていきます。

Ⅴ　施策の展開

1　各施策の概要

基本方針１　自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

(1) 市民理解と相互交流の促進

①　市民理解の促進

誤解や偏見，差別をなくすため，多様な媒体や機会等を活用して，障害に関する正しい知識の普及啓発を行い，市民理解を進めます。

②　相互理解と交流の促進

障害者週間(12 月 3 日から 12 月 9 日)を中心に，障害の有無にかかわらず誰もが集い，交流できるイベント等を開催し，障害のある方に対する理解や関心が深められるよう努めます。

(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

①　権利擁護の推進

生活設計や金銭管理等を行うことが困難な障害のある方に対して,本人の意思を尊重しながら,相談,福祉サービスの契約や財産を保護する制度の利用を支援し,権利の擁護を図ります。

②　虐待防止対策の推進

「障害者虐待防止法」をふまえ，障害者虐待の予防及び早期発見，障害のある方の保護や自立に向けた支援などを行う体制の整備を図るとともに，障害者虐待防止について普及啓発を進めます。

基本方針２　生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

(1) 相談支援体制の強化

①　相談支援体制の整備

区役所と障害者相談支援事業所のコーディネート機能を強化し，地域の事業者・支援者との連携を推進するとともに，どこで相談を受けても必要な支援が提供できる体制づくりを進めます。

②　障害の多様化に応じた相談支援の充実

本市の相談機関（精神保健福祉総合センター，障害者更生相談所及び北部・南部発達相談支援センター）がその機能を最大限発揮しながら，より身近な

相談機関（自閉症児者相談支援センター，中途視覚障害者支援センター等）の充実を図り，障害の多様化に応じた相談支援を行います。

③　ケアマネジメント推進体制の整備

サービス等利用計画作成の運用見直しにあわせ，本市の障害者ケアマネジメントの制度的運用を再構築するとともに，社会資源や制度の有効活用と課題の集約・検討を行う主体として，各区に自立支援協議会を設置し，ケアマネジメントの推進を図ります。

(2) 障害児に対する支援の充実

①　障害児とその家族への支援

障害の早期発見や，年齢，発達等に応じた支援を行うとともに，就学前療育を充実し，子育て家庭の地域生活と障害のある子どもの自立等を支援します。

②　放課後の居場所づくり

就学以降の健やかな成長と生活能力の向上等を図る放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりを推進します。

③　教育環境の充実

特別支援教育や教育相談等を通し，障害のある子どもの教育環境の充実を図ります。

④　地域における療育の支援

児童福祉法の改正により再編される「児童発達支援センター」等の機能を活かし，地域における療育の支援を強化します。

(3) 障害特性等に対応した支援の充実

①　障害特性等に対応した特別な支援

医療的ケアが必要な方や重症心身障害児者，強度行動障害のある方など障害の状態に応じて特別な支援が必要な方々が，地域で安心して生活できるよう支援を行います。

②　心身の状態に応じた適切な支援

難病患者，高次脳機能障害のある方，中途視覚障害者など，現行の障害福祉サービスでは対応が困難な障害のある方に対し，心身の状態等に応じた，きめ細かな相談や支援等を行い，自立や社会参加を推進していきます。

(4) 保健・医療の推進

①　健診・受診の促進

障害の原因となる生活習慣病をはじめとする疾病の予防，二次障害，障害の重度化を防ぐため，必要な医療の給付や，健康診断，診療及び検査を受けることを勧奨していきます。

②　健康づくりの推進

心の健康づくりやスポーツなどを通し，生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

③　精神疾患等の早期発見・早期支援の推進

精神疾患・精神障害に関する正しい理解の普及啓発を行うとともに，精神疾患の重症化を防ぐため，発病後の早期に発見し適切な支援を行うことができるよう，取り組みを推進します。

④　自殺予防の推進

平成 23 年 11 月に設置したこころの絆センター（自殺予防情報センター）を中心に関係機関と連携しながら，自殺対策の総合的な支援体制の強化等を進めます。

⑤　精神科救急システムの整備

心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう，新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより，精神科救急システムを整備します。

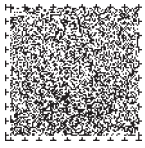

基本方針３　誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

(1) 地域で生活していくための環境整備

① 地域生活支援のための拠点の整備

中途障害者支援システムの中核を担う専門機関として,障害者更生相談所を移転し，（仮称）身体障害者総合支援センターを整備するとともに，障害者が暮らしやすい地域社会づくりと，地域におけるリハビリテーション推進の拠点として（仮称）青葉障害者福祉センターの整備に向けた検討を進めます。

② 住まいの場の確保等地域移行支援

身近な地域で，生きがいを持って，自立した生活を送るための基盤となる住まいの場と日中活動の場の整備を促進し，障害のある方が充実した地域生活を送ることができる環境の整備に努めます。

③ 地域住民同士の支え合いの体制構築

地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワーク活動や民生委員･児童委員，町内会，ボランティア団体等の様々な活動を通し，障害のある方を含めた地域住民同士による支え合いの取り組みを推進します。

④ 防犯対策の推進

障害のある方とその家族が犯罪に巻き込まれることがないよう,機会をとらえて,犯罪被害防止に係る知識の普及を図ります。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準等に基づく建築物等のバリアフリー化の推進や障害の有無等にかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの普及促進を図り，また「心のバリアフリー」を推進します。

② 容易に移動できる環境の整備

歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など道路環境の整備,鉄道駅やバス車両のバリアフリー化により容易に移動できる環境の整備を通し，社会活動の促進を図ります。

③ コミュニケーション支援の充実

視覚や聴覚等の障害により情報の取得や伝達に困難を生じる方について，手話,要約筆記，点字のほか，ICT 等を活用し，情報のバリアフリー化，コミュニケーション手段の充実を図っていきます。

(3) 震災を踏まえた災害対応の強化

① 災害に備えた対策の推進

災害発生時に自らの命を守る対策や災害に備えた食料等の備蓄を促すほか,障害特性から必要となる物資等の準備の必要性について啓発するとともに，地域や関係機関等の連携・協力による支え合い活動を通して，災害対策を推進します。

② 災害時の支援体制の整備

支援を要する障害のある方とその家族が安心できる避難のあり方の検討を進めるとともに，安否確認，避難所への誘導などが迅速に行われる支援体制の整備を進めます。

③ 災害時におけるサービス提供体制の確保

障害者支援施設等における事業継続計画（BCP）の策定を促進し，災害時における障害者支援とサービスの提供の両立を図るとともに，被災してもいち早い事業再開が可能となる体制づくりを進めます。

基本方針４　就労や社会参加による生きがいづくり

(1) 多様な就労による生きがいづくり

① 多様な就労の場の創出

障害のある方が働くことを通して生きがいのある生活を送ることができるように，多様な就労ニーズに対応し，障害特性・状態に応じた就労環境づくりを推進します。

② 就労促進に向けた普及啓発

障害のある方の就労について企業や市民の関心を高めるため，様々な媒体を活用するとともに，様々な機会をとらえて広報を行い，さらなる普及啓発を図ります。

(2) 障害者就労支援体制の充実

① 就労支援ネットワークの推進

各支援機関のネットワークをとおした総合的な支援を行うため，障害者就労支援センターを中心とした就労支援体制の充実を図ります。

② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備

障害のある方の多様な就労ニーズへの対応や就労継続の支援等を図るため，障害者就労支援センターの支援力を高めるとともに，就労移行支援事業所等の支援者向けの体系的な研修システムを構築します。

(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援

① スポーツ・レクリエーション活動の促進

スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を拡大することによって，障害のある方の生活・活動の幅を広げていきます。

② 文化・芸術活動の促進

障害のある方が主体的に文化・芸術活動に取り組むことができるよう，文化・芸術活動への参加機会を広げるとともに，活動成果の発表の場づくりを支援します。

(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援

① 当事者活動の推進

障害のある方の自主的な活動を推進するため，自ら支え合うセルフヘルプグループや同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど，互いに励まし支え合うピアサポート活動等を支援します。

② 社会的活動への参加促進

障害のある方の社会参加や自立を促進するため，ボランティアへの参加などの社会的活動への参加を促進します。

基本方針５　サービスの充実と質の向上

(1) サービスを選択できる環境の整備

① 障害福祉サービス提供体制の整備

訪問系サービス，日中活動系サービス，居住系サービス等について，障害のある方とその家族がいつでもどこでも必要とするサービスを選択し，利用できる基盤の整備を促進します。

② 地域生活を支える各種サービスの提供

相談支援事業，移動支援事業など障害者自立支援法の地域生活支援をはじめとした多様なサービスを提供し，一人ひとりに合ったきめ細やかなサービスの提供を図ります。

③ サービスの質の維持向上を図る指導

障害のある方が利用するサービスの質を維持し，向上を図るため，事業者への指導等を行っていきます。

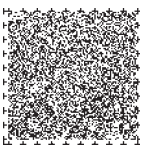

(2) 人材の育成・確保

① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実

行政，各団体など多様な主体による専門分野に関する研修会などを活用し，障害に関する専門性を備えた人材の育成を図っていきます。

② ボランティアなど地域で支える担い手の確保

各種事業の実施や各団体などの取り組みを通し，ボランティアの養成やボランティアへの関心を高め，市民の活動への参加を促します。

2 第３期障害福祉計画における障害福祉サービスの数値目標及び見込量等

【24 年度～26 年度】

(1) 数値目標

障害のある方の自立支援の観点から，施設から地域生活への移行や就労支援といった主要な課題に対応するため，国の基本指針※に即すとともに，本市における第１期計画及び第２期計画期間中の実績等を踏まえて数値目標を設定します。

※障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

① 施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している方（以下「施設入所者」という。）のうち，今後，グループホームやケアホーム，一般住宅等に移行する人の数を見込み，地域生活への移行者数の数値目標を設定します。

平成 26 年度末までに，平成 17 年 10 月 1 日時点の全施設入所者数 689 人の 4 割に当たる 275 人の地域移行を目指します。

また，平成 26 年度末時点の施設入所者数を，平成 17 年 10 月 1 日時点と比べて 172 人（689 人の 25%）少ない 517 人とします。

項目	**第３期計画 数値目標**	第２期計画 数値目標	22 年度実績 （累計）
施設入所者の地域生活への移行者数	**２７５人**	１７２人	１７人 （**１４３人**）
施設入所者数	**５１７人**	５９１人	５９７人

② 福祉施設から一般就労への移行

平成 26 年度において，平成 17 年度実績の 19 人の５倍以上，100 人の移行を目指します。また，福祉施設利用者 4,182 人のうち 15%の 628 人が就労移行支援事業を利用し，就労継続支援事業の利用者の 15%が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指します。

項　目	**第３期計画 数値目標**	第２期計画 数値目標	22 年度実績
福祉施設から一般就労への移行者数	**１００人**	７６人	９１人
就労移行支援事業利用者数	**６２８人**	－	－
就労継続支援(A 型)利用者割合	**１５．０%**	－	－

(2) 見込量の推計の考え方

各サービスの利用者数及び量の見込みについては，現在の利用者数や特別支援学校卒業者数，これまでの利用者数，施設等からの地域移行者数などの推移を踏まえて設定します。

現在，障害者自立支援法における障害福祉サービスの児童デイサービス，地域生活支援事業の障害児タイムケア事業については，法改正により，平成 24 年４月から児童福祉法の障害児通所支援になりますが，本計画においては，障害福祉サービスと同様に見込量を推計します。

(3) 障害福祉サービス等の提供体制確保のための方策等

訪問系サービス，日中活動系サービス，居宅系サービスについては，既存のサービス事業所による対応を継続するとともに，共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）など，需要の増加が見込まれるサービスについては，事業者に対して適切な情報提供を行うなどしながら，サービスの量的な拡大を図り，必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

障害福祉サービス等を適切に利用することができるような利用計画の策定をはじめ，施設や病院からの地域移行，障害のある方が身近な地域で暮らし続ける支援の充実を図っていくため，各区保健福祉センター，精神保健福祉総合センター，障害者更生相談所，北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター及び指定相談支援事業所等が連携しながら，見込量の確保に向けた相談支援機能の強化に努めます。

また，平成 24 年４月からは，宮城県から本市へ事業者指定事務の権限等が移譲されることとなっており，事業者への指導等を通し，サービスの質の向上を図っていきます。

(4) 地域生活支援事業提供体制確保のための方策等

地域生活支援事業は，障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態等により効率的・効果的に実施する事業です。実施が義務づけられている必須事業と，市町村の判断により地域の実情に応じて実施するものがあります。

必須事業は，相談支援事業，成年後見制度利用支援事業，コミュニケーション支援事業，日常生活用具給付事業，移動支援事業，地域活動支援センター，発達障害者支援センター運営事業及び障害児等療育支援事業となっています。

相談支援事業については，自立支援協議会の各区設置を進める等，相談支援体制の再編強化に取り組むとともに，各種相談に応じ，障害のある方一人ひとりに即したサービスの利用を援助する質の高いケアマネジメント，必要な情報提供等を行う相談支援体制の確保を図っていきます。

成年後見制度利用支援事業，手話通訳や要約筆記等のコミュニケーション支援事業，日常生活用具給付事業，移動支援事業及び障害児等療育支援事業については，現在の体制を基本に提供体制を確保します。地域活動支援センターについては，障害特性等に応じた活動の機会や場の提供の確保を図っていきます。

発達障害者支援センター運営事業については，北部及び南部の発達相談支援センター２館体制により支援を行っていきます。

生活支援事業，日中一時支援事業，社会参加促進事業などの各種事業については，障害のある方が生きがいをもって自立した地域生活を送ることができるよう，現体制を基本にサービス提供体制を確保します。

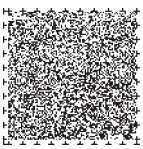

(5) 障害福祉サービス，地域生活支援事業等の見込量

① 障害福祉サービス等の見込量

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1)訪問系サービス				
①居宅介護，②重度訪問介護 ③同行援護，④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援	時間分/月	41,445	44,097	46,951
	利用者数/月	1,559	1,678	1,809
(2)日中活動系サービス				
①生活介護	人日分/月	26,679	28,266	29,891
	利用者数/月	1,461	1,548	1,637
②自立訓練（機能訓練）	人日分/月	303	310	319
	利用者数/月	46	47	48
③自立訓練（生活訓練）	人日分/月	964	1,069	1,188
	利用者数/月	73	81	90
④就労移行支援	人日分/月	5,966	7,128	8,290
	利用者数/月	452	540	628
⑤就労継続支援Ａ型	人日分/月	4,178	4,732	5,287
	利用者数/月	211	239	267
⑥就労継続支援Ｂ型	人日分/月	20,814	21,977	23,285
	利用者数/月	1,352	1,427	1,512
⑦療養介護	利用者数/月	113	114	115
⑧短期入所	人日分/月	1,285	1,285	1,285
	利用者数/月	185	185	185
(3)居住系サービス				
①共同生活援助 ②共同生活介護	利用者数/月	592	638	685
③施設入所支援	利用者数/月	577	547	517
(4)相談支援				
①計画相談支援	利用者数/月	418	801	1,220
②地域移行支援		15	18	21
③地域定着支援		10	12	14

② 地域生活支援事業等の見込量

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(1) 地域生活支援事業（必須事業）				
①相談支援事業				
ⅰ)障害者相談支援事業	実施箇所数	16	16	16
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	有
ⅱ)市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無
ⅲ)住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	有
②成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	15	15	15
③コミュニケーション支援事業				
ⅰ)手話通訳者･要約筆記者派遣事業	手話通訳者利用者数/年	1,800	1,800	1,800
	手話奉仕員等利用者数/年	1,034	1,147	1,273
ⅱ)手話通訳者設置事業	配置者数	7	7	7
④日常生活用具給付事業				
ⅰ)～ⅵ)合計	給付件数/年	20,064	22,040	24,214
ⅰ)介護・訓練支援用具		133	152	174
ⅱ)自立生活支援用具		171	172	173
ⅲ)在宅療養等支援用具		335	368	404
ⅳ)情報・意思疎通支援用具		181	182	183
ⅴ)排泄管理支援用具		19,209	21,129	23,241
ⅵ)居宅生活動作補助用具		35	37	39
⑤移動支援事業	利用時間分/年	116,432	130,520	146,313
	利用者数/年	714	792	879
⑥地域活動支援センター	実施箇所数	27	27	27
	利用者数/年	333	362	371
⑦発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	2	2	2
	利用者数/年	2,459	2,508	2,558
⑧障害児等療育支援事業	実施箇所数	5	5	5

（　②　地域生活支援事業等の見込量の続き）

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
(2)地域生活支援事業(その他の事業)				
①福祉ホーム事業	実施箇所数	3	3	3
	利用者数/年	55	55	55
②訪問入浴サービス事業	利用者数/年	102	103	104
③身体障害者自立支援事業	利用者数/年	10	10	10
④重度障害者在宅就労促進特別事業	利用者数/年	20	20	20
⑤生活支援事業				
ⅰ)生活訓練等事業	利用者数/年	950	950	950
ⅱ)本人活動支援事業	利用者数/年	60	60	60
ⅲ)ボランティア活動支援事業	利用者数/年	180	180	180
ⅳ)福祉機器リサイクル事業	利用者数/年	60	60	60
ⅴ)知的障害者自立体験ステイ事業	利用者数/年	60	60	60
ⅵ)発達障害児自立支援事業	利用者数/年	4	6	8
ⅶ)自閉症児者地域生活支援事業	利用者数/年	190	201	213
⑥日中一時支援事業	回数/年	2,021	2,021	2,021
	利用者数/年	41	41	41
⑦生活サポート事業	利用者数/年	1	1	1
⑧社会参加促進事業				
ⅰ) スポーツ･レクリエーション教室開催事業	参加者数/年	4,171	4,242	4,315
ⅱ)芸術・文化講座開催等事業	参加者数/年	12,041	12,643	13,275
ⅲ) 点字・声の広報等発行事業	利用者数/年	1,051	1,075	1,100
ⅳ)奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員	養成講習終了者数/年	40	40	40
要約筆記奉仕員		20	20	20
点訳奉仕員		10	10	10
朗読奉仕員		10	10	10
ⅴ)自動車運転免許取得･改造助成事業	助成者数/年	60	60	60

サービスの種類	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
放課後等デイサービス	人日分/月	9,505	9,937	10,251
	利用者数/月	1,246	1,301	1,341

※ H23 年度までの障害者自立支援法における「児童デイサービス」と「障害児タイムケア事業」となります。

Ⅵ　計画の推進

計画の推進にあたっては，各主体の連携・協調のもと，震災からの復興に向けたまちづくりを推進しながら，障害の有無にかかわらず誰もが安心して地域生活ができるような支援体制の整備を進め，社会全体で障害のある方を包み込み，自立と社会参加等を支援していきます。

また，本市の厳しい財政状況や社会情勢の変化等に応じ，必要な見直し等を行い，施策の重点化を図るとともに，新たに設置する審議会において，継続的に計画の進捗状況を点検・評価し，見直しや次の計画への反映をしていきます。

1　各主体の役割

施策の推進にあたっては，行政はもちろんのこと，障害者団体等，企業等，地域，市民等との協働・連携が必要であり，各主体がつながり，支え合いながら，社会全体の取り組みとして進めていきます。

(1) 行政の役割

本市は，国や宮城県，関係機関と協調し，行政だけでなく，様々な主体と連携した支援のネットワークを強化し，障害のある方が地域で安心して生活できる仕組みづくりを推進します。

(2) 障害者団体等の役割

地域や団体間の連携を進め，生活の支援や当事者活動の促進を図り，障害のある方の自立と社会参加を推進していくことが期待されます。

(3) 企業等の役割

障害のある方の自立した生活に向け，雇用の拡大を図るとともに，地域や社会を構成する一員として，障害のある方が住みやすい地域や社会づくりへの取り組みが期待されます。

(4) 地域の役割

地域は，市民，団体，企業等様々な主体で構成されています。震災を契機に地域の絆の重要性があらためて認識されたところであり，地域の誰もが互いにつながりながら，障害があっても安心して生活できる環境づくりに取り組むことが期待されます。

(5) 市民の役割

様々な主体や社会を構成しているのは市民一人ひとりです。

障害のある方やその家族を孤立させることのないよう，市民が，障害のある方に対し無関心にならず，正しい理解と意識を持って，誰もがつながり，支え合う地域，社会の実現に向けて努力していく必要があります。

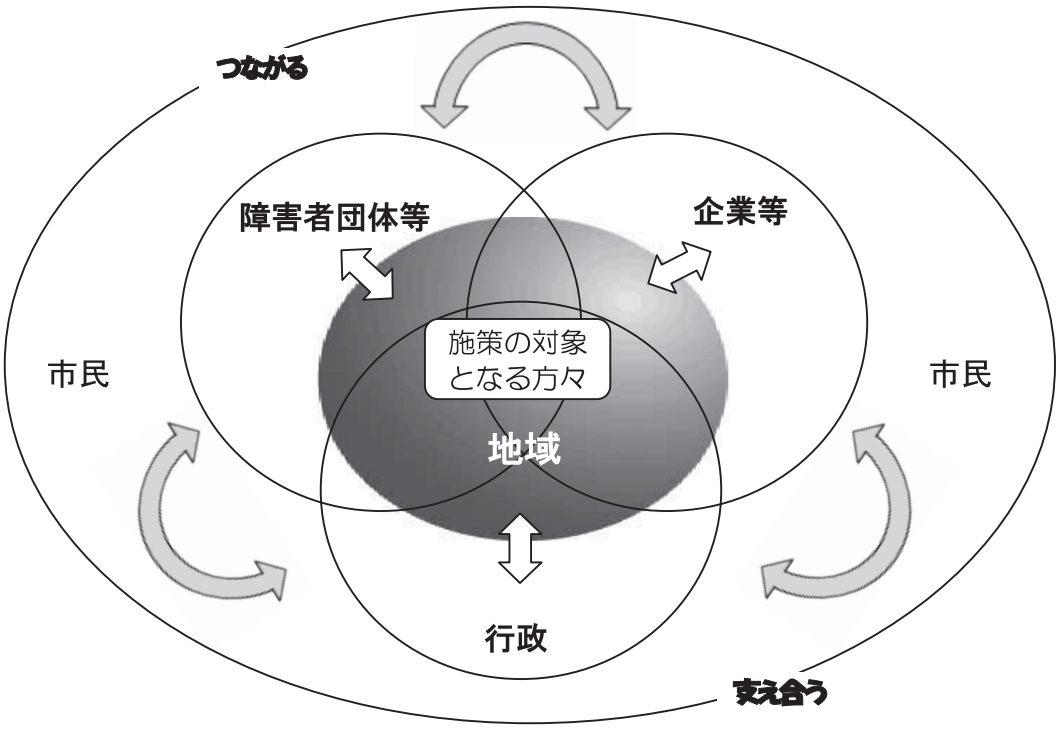

2　推進体制

障害者基本法の改正により，都道府県及び政令指定都市は，新たに審議会その他の合議制機関の設置が義務づけられ，その審議会において次の役割を担うこととされました。

(1) 市町村障害者計画策定にあたっての意見

(2) 施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視

(3) 施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議

本市としては，改正された障害者基本法に基づく審議会として，あらためて仙台市障害者施策推進協議会を位置づけ，これらの役割を担っていきます。

障害者施策推進協議会における障害者保健福祉計画及び第３期障害福祉計画の進捗状況に係る監視（モニタリング）等を通じ，両計画について評価を行い，その結果を公表しながら，必要に応じて見直しを行うとともに，次の計画や施策等に反映させていきます。

Ⅶ 仙台市障害者保健福祉計画・第３期障害福祉計画関連事業一覧

１自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進

(1) 市民理解と相互交流の促進

①市民理解の促進

広報・啓発活動の推進	市政だよりなどの広報，報道機関への積極的な情報提供，福祉まつりなどのイベント等，多様な媒体・機会を活用し，障害のある方の市民理解の促進等を図る。
市民センターにおける各種事業	市民センターにおいて，市民が障害に関する理解を深めたり，障害のある人も学習や社会参加・交流の機会を得られるよう配慮した生涯学習事業を実施する。
市政出前講座の活用等による各種研修の実施	障害者保健福祉計画，障害のある方の福祉サービスなどについて市政出前講座の項目に入れるとともに，市民からの要請に応じ，さまざまなテーマにて講座を実施する。
精神疾患・精神障害に対する正しい理解の普及啓発	・精神保健福祉対策(普及・啓発)として，精神保健ハンドブックの作成等を行う。 ・精神疾患・精神障害の正しい知識の普及と適正な態度の醸成を目的とした，様々な主体による取り組みをより効果のあるものにするためにコーディネートするとともに，それらの取り組みを地域に根ざした普及啓発活動とするためのプログラムの開発等を行う。
点字・声の広報発行	視覚障害のある方を対象に生活情報を点字・音声版で毎月発行する他，希望に応じ必要な文書等を音・点字訳して提供する。また，「せんだいふれあいガイド」の冊子から視覚障害のある方が必要な情報を抜粋し，点字・音声版を作成する。

②相互理解と交流の促進

障害のある方との交流を深める各種イベント開催	障害のある方の芸術・文化活動振興及び市民の障害福祉への理解啓発のため，福祉まつりウエルフェア等のイベントを開催する。
障害理解を促進するための事業の推進	障害のある方とない方の相互理解促進のため，心の輪を広げる体験作文及び障害者週間のポスターの募集・審査・表彰等を実施する。

(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進

①権利擁護の推進

成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分な知的・精神障害のある方について，配偶者及び2親等内の親族がいない場合，親族による申し立てが期待できないとき，市が成年後見制度の申立を行う。また，市が申し立てた者のうち，鑑定料や後見報酬の支払能力がない者については後見報酬などを助成する。
日常生活自立支援 （市区権利擁護センター）	仙台市権利擁護センター（まもりーぶ仙台）や各区の権利擁護センターにおいて，障害などにより，判断能力が十分でない方が，地域で福祉サービスを適切に利用し自立した生活を送れるよう支援を行う。

②虐待防止対策の推進

虐待防止体制の整備	障害者虐待防止センターの整備について検討を進め，虐待の未然防止や安全確保のための通報時における速やかな対応など，障害のある方への虐待を防止する体制の整備を図る。

２生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実

(1) 相談支援体制の強化

①相談支援体制の整備

相談支援事業の実施	障害のある方の自立と社会参加を促進するため，地域で生活している障害のある方やその家族等の相談に応じ，総合的な支援を実施する。
相談支援事業の再編強化や区役所総合相談等（総合相談）	障害などにより「自ら支援を求めることが難しい」方へも，必要なときに必要な支援が届けられるよう，区役所と相談支援事業所のコーディネート機能の強化や地域の事業者・支援者との連携体制づくりを進める。
精神保健福祉対策（医師等による区・総合支所での相談等）	心の健康に関することや精神障害のある方の日常生活・社会参加などについて，精神科医，精神保健福祉相談員，保健師などが相談を行う。また，回復途上にある在宅の精神障害のある方を対象に，小グループでレクリエーション活動などを行い，社会復帰の支援を行う。
障害者相談員による支援	障害者福祉に造詣の深い民間の方々を障害者相談員として委嘱し（任期2年），地域で暮らす障害のある方が身近なところで相談支援を受けられる環境を整える。
精神保健福祉審議会	精神保健福祉審議会を設置し，精神保健及び精神障害のある方の福祉に関する事項の調査審議により，精神保健及び精神障害者福祉の向上を図る。

②障害の多様化に応じた相談支援の充実

専門的な相談機関における相談等	各専門相談機関（精神保健福祉総合センター(はあとぽーと)，障害者更生相談所，北部・南部発達相談支援センター(北部・南部アーチル)）において，障害のある方の様々な障害特性や複雑な事例等に応じた相談・支援を行う。
自閉症児者相談支援センター運営管理及び拡充	自閉症の方へのより身近な地域における支援の充実を図るため、2ヶ所目となる自閉症児者相談支援センターを新たに開設し，支援の拡充を図る。
中途視覚障害者支援センター運営管理及び拡充	中途視覚障害の方の地域での自立した生活を実現するため，中途視覚障害者支援センターを設置・運営する。
震災後の心のケア	震災を契機として，精神的に不安定になった方々への心のケア，被災者を支援する様々な支援者へのメンタルヘルスのケアを行う。健康問題に限らず，生活全般への視点をもちながら，予防的なかかわりも行う。また，震災と自殺予防に関した研修などを行う。
児童生徒の「心のケア」推進事業	児童生徒の健やかな成長のために，各学校の教育相談体制を充実させるとともに，様々な悩みや相談に対応するために心の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置・派遣する。また，教職員の教育相談の対応力の向上を目指して心のケア研修会を実施する。さらに，仙台市児童生徒の心のケア推進委員会を設置し中長期的な取組を検討するとともに，震災による心のケアを推進する。
子どもの「心のケア」推進事業	幼児健康診査の機会を活用した問診調査や保健指導を行うほか，震災の被災者を対象として「子どものこころの相談室」における専門医による個別相談を実施するなど，子どもの心のケアの充実を図る。

③ケアマネジメント推進体制の整備

障害者自立支援協議会及び地域の自立支援協議会	相談支援事業の適切な実施を図るため，相談支援事業の運営評価，事業者等への指導・助言，関係機関によるネットワークの構築等を行う。また，社会資源や制度の有効活用と，区圏域の課題の集約・検討を行う地域の自立支援協議会を設置する。

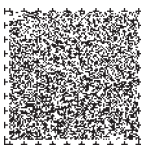

ケアマネジメント従事者研修	相談支援従事者を核とし，地域の事業者・支援者を含むケアマネジメントやチームアプローチの実践を拡大するため，日頃の実践からの「気づき」とその活用につながる研修を企画し実施する。またOJTや拠点的なコーディネート機能と併せ，人材育成策の体系化を図る。

(2) 障害児に対する支援の充実

①障害児とその家族への支援

母子保健法に基づく各種健康診査	2(4)①参照
障害児保育の充実	保育に欠け，集団保育が可能な障害のある児童を保育所へ受け入れ，共に育つことを推進する。
児童発達支援事業による療育支援	児童発達支援センター及び児童発達支援事業所において，療育の拡充に向けた取り組みを進める。
聴覚言語療育支援	言語及び聴覚に障害のある就学前の幼児に対し，聴覚言語療育支援を行い，障害の改善と言語・聴覚機能の発達を促す。
特別（保育）支援コーディネーターの養成	障害のある子ども等へ配慮した保育やその保護者へ必要な支援を行うため，保育所内において支援の核となる，必要な基礎知識と実践力を身につけた職員を養成する。
特別支援教育コーディネーター研修	発達に不安のある児童・生徒への支援を中心になって考えるために学校毎に指名される特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修の充実を図る。
幼稚園や保育所への専門的バックアップ	幼稚園や保育所（保育園）の支援機能向上を図るために，アーチルの専門職員が幼稚園や保育所を訪問しての相談及び施設支援を行う。
障害のある方の家族支援等の推進	障害児（者）と家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう，障害児（者）等の家族に代わり一時的な介護サービスを提供する。また，保護者による自主的な活動の支援を行う。

②放課後の居場所づくり

放課後等デイサービスによる支援	障害のある児童・生徒に，放課後や夏休み等長期休暇中の活動の場を提供するとともに,ボランティアや仲間との交流，遊びや生活経験を通し，自立に向けた支援を行う。
児童館等における要支援児の受入れ	障害児等個別支援が必要な児童の児童クラブへの登録が多い場合に，職員体制づくりに要する費用を加算するとともに，専門家による巡回指導等を行うことにより，児童への支援・配慮の充実を図る。

③教育環境の充実

学習障害児等の教育推進	発達障害及びその可能性のある児童生徒への指導内容・方法等について,専門家チームや巡回相談員を各校に派遣し,指導・助言を行う。
肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する支援	市立幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校に在籍する肢体不自由のある幼児・児童生徒に対する教育の充実を図るため，鶴谷特別支援学校に OT（作業療法士）及び PT（理学療法士）を配置し，併せて各学校・園に派遣し，肢体不自由のある幼児・児童生徒への担任等の取組に対して指導・助言する。
学校における医療的ケアの推進	市就学指導委員会の判断結果に沿って市立小・中・特別支援学校に在籍する児童生徒のうち，医療的ケアが必要な児童生徒の学校生活や学習を支援するため，看護師を配置する。
特別支援教育の推進(指導補助員の配置)	通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒の学習や学校生活を補助する指導補助員の配置を行う。

特別支援学級への指導支援員の配置	特別支援学級に担任の指示を受け，在籍児童生徒の学習や学校生活を補助する指導支援員の配置を行う。

④地域における療育の支援

児童発達支援センターによる支援	既存の資源を活用しながら，地域支援の提供を行う中核的な機能を持つ児童発達支援センターによる保育所等への訪問支援など，サービス提供体制の具体的な検討を進める。

(3) 障害特性等に対応した支援の充実

①障害特性等に対応した特別な支援

医療的ケアを必要とする障害のある方等への支援	痰の吸引や経管栄養，導尿等の医療的ケアが必要な障害のある方などが，サービスを円滑に利用しながら地域で安心した生活を送れるよう支援を行う。
在宅酸素濃縮器利用者への支援	在宅酸素療法を実施しているか，常時人工呼吸器を必要とする身体障害のある方等に対し，酸素濃縮器または人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成する。
発達障害のある方の自立に向けた支援	現行の障害福祉サービス等での支援が難しい発達障害のある方や家族への支援，行動障害の軽減や二次障害の予防を目的とした自立に向けた支援を行う。
全身性障害者等指名制介護への助成	重度の脳性麻痺等により全身に障害があり，家族に適当な介護者がいない障害のある方を対象に，障害のある方本人に介護人を選任してもらい，その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成する。

②心身の状態に応じた適切な支援

難病患者への支援	難病特別対策推進事業，遷延性意識障害のある方の治療研究等の事業を推進し，日常生活を支援する。
包括的呼吸リハビリテーション事業	呼吸器疾患特有の生活障害の実態を明らかにするとともに，在宅の同疾患の患者が健康維持や生活障害軽減のため早期にリハビリテーションに取り組めるよう，環境整備や仕組みづくりを進める。
重度障害のある方のコミュニケーション支援	筋萎縮性側策硬化症（ALS）等の意思伝達が困難な重度障害のある方に対して，生活の質（QOL）向上と尊厳確保のため，意思伝達装置等を活用したコミュニケーションの確立を支援する。
テクノエイド事業の推進	障害のある方の生活状況に合わせた適切な福祉用具，住宅改修等の評価・選定やモニタリングができるようシステムを構築し，物理的バリアの軽減を図る。
精神障害のある方のデイケア事業の支援	生活指導，作業指導などのデイケアを実施し，回復途上にある精神障害のある方の社会参加・社会復帰を促進する。
高次脳機能障害のある方への支援	高次脳機能障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように，総合相談による支援を実施するとともに，関係機関等が互いに連携し，一体となって支援するネットワークの構築を図る。
中途視覚障害のある方への支援	中途視覚障害のある方が地域で自立した生活を送ることができるように，委託により総合的な相談支援・交流会等の生活支援事業及び白杖歩行・パソコン等の生活訓練事業を実施する。
後天性免疫不全症候群（エイズ）患者への支援	患者が必要な福祉サービスを受けられるよう支援のネットワークを整備する。また，患者が学校・職場・地域において円滑な日常生活が送れるよう，関係機関の綿密な連携と相談支援体制の構築を図る。
聴覚言語障害のある方の支援	聴覚障害のある方の福祉増進を図るため，各区に聴覚障害者福祉相談員の配置及び地域世話人に対する聴覚障害者用ファクシミリ電話料金の一部助成を実施する。
補助犬の普及促進	補助犬の普及促進を図るため，補助犬への理解啓発を目的としたチラシ・ポスターの配布を実施し，また，補助犬を利用する障害のある方への飼料の給付を実施する。

(4) 保健・医療の推進

①健診・受診の促進

自立支援医療給付	・障害の軽減や職業能力の推進のために必要な医療について，更生に必要な医療費等を給付する(更生医療)。 ・精神障害のある方の通院医療に要する費用の全部又は一部を公費負担する(精神通院医療)。 ・身体上の障害を有する児童または現存する疾病を放置すると障害を残すと認められる児童で，確実な治療効果が期待できる場合に，その障害の除去または軽減するための医療に要する費用を公費負担する。(育成医療)
心身障害者医療費の助成	心身障害者の負担を軽減し，福祉の増進を図るため，障害の程度，区分等の一定要件を満たす方について，医療費の保険診療による自己負担相当分の一部又は全部を助成する。
身体障害のある方の健康診査	常時車いすを使用する身体障害のある方の二次障害を予防するため，健康診査を実施する。
乳幼児健康診査	障害の早期発見を含めた乳幼児の健康の保持増進や心身の発育発達，養育状況を把握し，適切に支援するため，乳幼児健康診査を行う。
先天性代謝異常検査等の実施	検査等の実施により，先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見し知的障害等の障害発生を予防する。 平成 24 年度より対象となる疾患数を拡大させる。
新生児等への訪問指導	妊産婦及び新生児の発育発達と健康の保持増進を図るため，全新生児を対象とした家庭訪問指導を実施する。
小児慢性特定疾患患者への支援	厚生労働省告示により定める慢性疾患にかかっている児童に保険診療の自己負担分に対する医療費の給付を行う。
後天性免疫不全症候群（エイズ）に関する相談及び検査	HIV感染症の早期発見のために早期受診を勧奨し，エイズの発症を予防する。また，HIV感染への不安がある方の相談に対応し，正しい知識の普及啓発及び今後の感染予防啓発を行う。

②健康づくりの推進

心身障害児通園施設歯科健康診査・保健指導・歯科健康教育の実施	社団法人仙台歯科医師会に事業を委託し，障害児(者)の歯科診療事業を，休日夜間歯科診療所(仙台市福祉プラザ内)において実施する。また，在宅歯科診療事業を実施する。 心身障害児通園施設に年 2 回の歯科健康診査及び保健指導を実施するとともに，希望する障害者施設で歯科健康教育を実施する。
ひきこもり青少年等の社会参加支援	ひきこもり者の状態に応じた適切な支援を図るため、ひきこもり地域支援センターをはじめとした相談体制を強化するとともに、関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供などの取組みを推進する。
障害のある方の健康増進事業	障害のある方自らが，身近な地域においてレクリエーションスポーツ等を通して主体的に健康増進への取組みができるよう，環境の整備や仕組みづくりを進める。

③精神疾患等の早期発見・早期支援の推進

精神障害のある方の地域社会交流促進	精神障害者地域社会交流促進事業の継続的な実施(精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成を目指し，全市的な取組みのコーディネート機能と地域に根ざした形での普及啓発活動に取り組むためのプログラム開発等を主に行う)【1(1)①参照】

④自殺予防の推進

仙台市こころの絆センター（自殺予防情報センター）	自殺を考えている方や自殺未遂者，遺族等の相談に応じ，必要に応じて適切な相談窓口につなげるとともに，地域における人材育成や情報発進，各種広報等により，自殺対策の推進を図る。 さらに，震災後の心のケア事業と連動し，被災者の孤立予防および自殺予防を強化する。

自殺予防推進（関係機関・団体等の有機的な連携）	自殺対策を総合的に推進するために，関係機関・団体等が互いに綿密に連携し合い一体となって対応する体制づくりを進める。

⑤精神科救急システムの整備

新市立病院整備（精神科救急システムの整備）	心の問題や精神疾患を抱える市民が安心して生活できるよう、新市立病院内に単科精神科病院では対応が難しい身体疾患と精神疾患をあわせ持った救急患者を受け入れる態勢を整えるなどにより、精神科救急システムを整備する。

3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備

(1) 地域で生活していくための環境整備

①地域生活支援のための拠点の整備

（仮称）身体障害者総合支援センター整備	従来の更生相談所機能に加え，障害のある方の地域生活を支援するための総合的なリハビリテーションの中核を担う専門機関として，健康増進センターの機能見直しに合わせて整備する。

②住まいの場の確保等地域移行支援

障害特性に応じた「住まいの場」の確保に向けた支援	重度の知的障害を伴う自閉症や重症心身障害等の重い障害がある方の「住まいの場」の確保を支援する。
重度心身障害のある方の住宅改造	重度心身障害のある方の住環境を整備するための改修費を助成する。
精神障害のある方の退院促進支援	受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院者の宿泊訓練等を社会復帰施設に実施（委託）する等し，円滑な地域移行・定着を推進するとともに，支援を類型化し，退院促進や地域移行・定着につながるプログラム開発や体制整備について検討する。
知的障害のある方の自立体験ステイ	在宅の知的障害のある方が一定期間保護者の元を離れて地域生活を体験することにより，グループホーム等での自立生活の実現を支援する。

③地域住民同士の支え合いの体制構築

地域生活支援ネットワーク会議，連絡調整会議	区毎に地域課題や特性に応じた対応のあり方を検討する地域生活支援ネットワーク会議や専門相談機関での連絡調整会議等により，障害のある方への支援のネットワークづくりを図る。
地区社会福祉協議会による小地域福祉ネットワークの推進	障害のある方が，住み慣れた地域で安心して自立した生活が送ることができるよう，民生委員やボランティア団体等と連携して，安否確認や生活支援を行う。
民生委員児童委員による地域の見守り活動等	障害のある方が，住み慣れた地域で安心して自立した生活が送ることができるよう，相談，情報提供，見守り等を行う。

④防犯対策の推進

障害のある方やボランティアに対する防犯講座	障害のある方やその家族，福祉施設の職員を対象とした防犯講座を開催するとともに，障害のある方と接する福祉関係者，ボランティア等に対して，障害のある方の犯罪被害防止に係る知識の普及を図る。
消費者トラブル見守り事業の展開	障害のある方の消費者被害防止のため，障害のある方と接する機会の多い民生委員や関係団体等に対し，消費者被害の内容とその防止策について啓発を行う。

(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進

①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

ひとにやさしいまちづくりの推進	ひとにやさしいまちづくり推進協議会により，心のバリアフリーの普及・啓発，職員を対象とした介助法研修を行う。
心のバリアフリー化の推進	心のバリアフリー推進のため，小中学生を対象とした交通バリアフリー教室の実施や利用者へのバリアフリーマナーアップの啓発，交通事業に従事する職員へのバリアフリー教育などを実施する。

②容易に移動できる環境の整備

交通安全施設等の整備	歩行空間の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など，障害のある方が安全に安心して移動できるように，道路環境の整備を進める。
仙台市バリアフリー基本構想の策定	バリアフリー新法に基づいて，優先的に整備を図るべき地区の基本構想を策定し，バリアフリーの推進を図る。
低床バス車両等導入への補助	バス事業者に対して，低床バス車両の購入費の一部を補助する。
バスのバリアフリー化の推進	ノンステップバスの導入やバス停留所への上屋・ベンチの設置等によりバリアフリー化を推進する。
交通施設バリアフリー化設備整備への補助	鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー化設備整備事業に対して，事業費の一部を補助する。
地下鉄のバリアフリー化の推進	車両への車いすスペースの設置や案内表示装置の設置を行うことに加え，駅の階段における段差の明瞭化や触知案内図，音声・音響案内設備の設置などによりバリアフリー化を推進する。
外出支援等のサービス提供	視覚障害により移動が非常に難しい方に，必要な情報の提供や援護等の外出支援を行う同行援護や，自己判断能力が制限されている方の危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う行動援護の障害福祉サービスの提供を推進する。【5(1)②参照】
リフト付自動車運行への助成	一般の交通手段の利用が困難な障害のある方の社会参加を促進するため，福祉有償運送実施団体へ経費の一部を助成する。
ガイドヘルパーの派遣	重度視覚障害のある方及び全身性障害のある方にガイドヘルパーを派遣し，病院や公的機関に行く場合などの付添を行う。
障害のある方への交通費等の助成	障害のある方の社会参加の推進のため，対象者にふれあい乗車証（市営地下鉄・バス，宮城交通の無料乗車証）・福祉タクシー利用券・自家用自動車燃料費助成券のいずれかを交付し，移動に要する費用の一部を助成する。
自動車運転免許取得への助成・自動車改造への助成	障害のある方の社会参加の推進のため，自動車運転免許取得に要する費用及び身体障害のある方の自動車改造に要する費用の一部を助成する。

③コミュニケーション支援の充実

コミュニケーションの支援	・手話通訳相談員設置…市役所・各区役所に手話通訳者を配置し，聴覚障害のある方への各種通訳や相談等に応じる。 ・奉仕員養成研修…各種奉仕員の養成講座を開講し（手話Ⅰ・Ⅱ，要約筆記，点訳，朗読），修了後同意書の提出があった方へ奉仕員証を発行する。 ・手話奉仕員等派遣…聴覚障害のある方等の必要に応じ，奉仕員（手話Ⅰ・Ⅱ，要約筆記）を派遣する。

(3) 震災を踏まえた災害対応の強化

①災害に備えた対策の推進

視覚障害のある方に対する防火防災等災害対策用広報テープの配布	年１回災害対策用広報テープ（カセットテープ）を作成し，訪問防火指導時に配布する。

災害時要援護者情報登録制度	本人からの申出により災害時要援護者として登録した方に関する情報を町内会や民生委員等に提供することにより，地域における取り組みを推進する。

②災害時の支援体制の整備

福祉避難所の拡充・機能強化	施設との協定の締結を図り，介護など個々の対応が必要で，指定避難所での対応が困難な方の避難所である福祉避難所を増やすとともに，資機材や備蓄物資の充実を図る。
地域での災害時要援護者支援体制の整備促進	「災害時要援護者避難支援プラン」の策定により、災害時に援護を要する方々が安心して避難できるよう、地域での支え合いによる取り組みを促進する。
災害時における情報提供体制の整備促進	災害の発生時に障害のある方が迅速かつ正確に情報を把握できるよう，災害に関する情報をインターネットや電子メールなどで提供する。

③災害時におけるサービス提供体制の確保

事業継続計画（BCP）策定の普及・啓発	災害発生時に障害福祉関係事業者が，迅速に対応し，サービスの継続実施，またいち早くサービスを再開できるよう，事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発する。
物資の備蓄や非常用発電設備の設置	障害者福祉センターに自家発電設備等を配置，支援物資を備蓄するなど，防災中核拠点として整備する。
119 番緊急通報の強化	聴覚・言語障害がある方によるｅメールやファクスでの 119 番緊急通報の受付を行う。
重度身体障害者緊急通報システム	ひとり暮らしの重度身体障害のある方に通報装置を貸与し，安全確保と不安解消を図る。

4 就労や社会参加による生きがいづくり

(1) 多様な就労による生きがいづくり

①多様な就労の場の創出

施設等自主製品の販売促進	施設自主製品の販売促進を図る「障害者販売業務訓練等事業」を行う社会福祉法人に補助金を交付するほか，授産製品の販売促進と障害のある方の社会参加を図るため，区役所や市民広場等において展示販売会を開催する（ふれあい製品販売）。
障害者在宅就労の促進	障害のある方の在宅就労に関する総合的なサービス拠点として，バーチャル工房「せんだい庵」を設置し，知識や技術を習得するための講座の開催や企業からの受注促進の取組み等を実施する。
知的障害者チャレンジオフィス	知的障害のある方を非常勤嘱託職員として雇用し，一般就労へ向けた支援を行うとともに，障害程度や能力に応じた適切な業務内容，業務量等の検討を行う。また，その取組の成果を企業に紹介することにより，知的障害のある方の雇用促進を図る。
身体障害のある方を対象とした仙台市職員採用選考	身体障害のある方の雇用促進を図ることを目的とした職員採用選考を実施する。

②就労促進に向けた普及啓発

障害者雇用促進貢献企業の表彰	障害のある方を積極的に雇用し，働きやすい職場環境をつくる取組みを行う事業者に対し，市長より感謝状を贈呈すると共に，その取組みを広く事業者や市民に紹介し，障害のある方への理解の促進・雇用創出を図る。
障害のある方の職業能力開発の促進	障害のある方の職業的自立を支援するため，福祉・教育・経済・労働等各分野が連携し，就労促進に向け，企業及び障害のある方のニーズや一人ひとりの態様に応じた職業訓練の推進を目的とした事業を実施する。

勤労者福祉ガイドブック等発行	勤労者・事業者に対し労働関係情報を広く周知することを目的として発行しているガイドブック等に，障害のある方の雇用促進のための法律や制度，問い合わせ先を掲載し，制度利用の普及啓発を図る。

(2) 障害者就労支援体制の充実

①就労支援ネットワークの推進

障害者就労支援センター運営	障害のある方の就労に関する相談，援助，啓発等を行うことにより，障害のある方の就労を総合的に支援し，雇用促進及びその職業の安定を図る。
就労支援連絡会議の開催	障害者就労支援センターにおいて，就労支援に携わる関係機関とともに，発達障害，高次脳機能障害，視覚障害のある方等の就労支援に関する連絡会議を開催する。

②個別ニーズに対応できる支援体制の整備

精神障害のある方の社会適応訓練	協力事業所（委託）において，精神障害のある方が一定期間生活指導や訓練を受けることにより，集中力，環境適応能力等を養い，社会復帰，経済活動への参加を促進する。
知的障害のある方の職場実習訓練	協力事業所（委託）において，知的障害のある方が一定期間生活指導や技能習得訓練等を受けることにより，社会生活や就職に必要な能力と就職に必要な素地を身につけ，雇用の促進と職場における定着性を高める。

(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援

①スポーツ・レクリエーション活動の促進

多様に選択できるスポーツ活動の参加機会の拡大	障害のある方のスポーツの振興を目的に，スポーツ教室，大会を開催すると共に，大会派遣への支援等を実施する。
各種レクリエーション活動の推進	障害のある方の社会参加促進や相互交流を図るため，各種レクリエーション教室を開催する。
障害のある方の生活訓練	身体障害のある方の健康管理や社会生活に役立つ知識・能力の習得を目的に，各種研修等を実施する。
仙台市スポーツ施設使用料減免	障害のある方がスポーツ施設を利用する際の使用料を減免し，スポーツ，レクリエーション活動の機会を拡大する。

②文化・芸術活動の促進

文化・芸術活動の振興	障害のある方の文化・芸術活動の振興を目的に「仙台市障害者による書道・写真・絵画コンテスト」の開催や障害のある方の芸術作品等の紹介や相互の交流を図る紙上交流誌「わっか」の発行等を実施する。
障害のある方の国際交流	障害のある方が海外の障害のある方と交流・親睦を深めることを目的に行われる事業について，補助金を交付する。

(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援

①当事者活動の推進

セルフヘルプグループ(障害のある方の自助グループ)の支援	セルフヘルプグループの立ち上げや運営に関する相談等，グループの育成への支援を実施する。

ピアカウンセリング事業（精神障害のある方同士のカウンセリング）	精神障害のある方が自身の問題解決能力を高め，社会参加と自立を促進するために，ピアカウンセリングを学び実践する機会を提供する。 また，当事者活動のリーダーの育成を図る。
本人活動の支援	知的障害のある方の社会参加と自己実現を図るため，自ら話し合い，計画したボランティア活動や交流会等活動を支援する。

②社会的活動への参加促進

障害者ボランティア活動の支援	精神障害のある方の社会参加と自己実現を図るため，精神障害のある方の社会復帰に関する活動についての情報提供及び障害のある方等に対するボランティア活動を支援する。
審議会等への障害のある方の参画推進	障害者施策推進協議会，障害者自立支援協議会，精神保健福祉審議会等の委員として障害のある方を委嘱し，市政への参画を推進する。
精神障害のある方の社会参加に関する個別支援プログラムの実施	生活保護を受給している在宅の精神障害のある方のうち，福祉事務所が選定した方について，生活の支援や社会参加に向けた組織的な支援を行う。

5 サービスの充実と質の向上

(1) サービスを選択できる環境の整備

①障害福祉サービス提供体制の整備

自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付事業（第 3 期障害福祉計画）	自宅等で受けられる訪問系サービス，障害福祉サービス事業所等へ通所する日中活動系サービス，グループホーム等の居住系サービスの安定的な提供を推進する。
重度重複障害者等受入運営費の補助	重度重複障害のある方等を受け入れている知的障害者通所施設に，支援員配置のための補助金を交付する。
身体障害者(児)補装具費の支給	補装具の処方や適合判定を実施し，障害の状況に合った適正な補装具を支給する。
障害者小規模地域活動センター運営費の補助	障害のある方が通所し，創作活動や生産活動を通して，作業指導や生活指導，さらには社会参加訓練等の地域的な支援を行う施設に対して，運営費を補助する。
障害福祉サービス事業所の整備	障害者とその家族が安心して地域生活を送ることができるよう，生活介護サービスを提供する施設を整備する社会福祉法人に対し，補助を行う。

②地域生活を支える各種サービスの提供

地域生活支援事業等各種事業（第 3 期障害福祉計画）	相談支援や円滑な外出のための移動支援をはじめ，一人ひとりに合った多様なサービスの提供を推進する。
障害のある方への配食サービス	食事を用意することが困難な在宅のひとり暮らしの障害のある方に，最大1日1回，昼食又は夕食を定期的に届ける。
障害者福祉センター運営管理	障害者福祉センターにおいて自立訓練や生活介護事業を多機能型で運営するとともに，講習会，会報発行，貸館等を実施する。また，設置の検討を進めている地域の自立支援協議会など地域支え合い体制の中核，障害者福祉の地域拠点機能を担う。
高額障害福祉サービス等給付費の給付	障害福祉サービス，補装具，介護保険，児童福祉法に基づく給付の自己負担額が基準額を超える場合に当該額を償還する。

一般廃棄物処理手数料の減免(ストマ装具・紙おむつ等支給者へのごみ袋の配付)	在宅重度障害者(児)日常生活用具給付事業においてストマ装具・紙おむつ等を支給されている方に減免相当分として家庭ごみ指定袋(中サイズ)50 枚を配付する。

③サービスの質の維持向上を図る指導

苦情解決体制や第三者評価事業体制の周知	施設等において障害のある方に対する権利侵害がおきないよう，福祉サービスの苦情解決体制や第三者評価事業制度の周知を行う。
指導監査の推進	本市が実施する施設監査等を通して利用者の処遇向上等を図る。

(2) 人材の育成・確保

①障害福祉に従事する人材育成・研修の充実

各種研修等の実施	4つの専門相談機関や相談支援事業所，就労支援センター等関係機関との連携による研修や調査，研究を実施する。

②ボランティアなど地域で支える担い手の確保

仙台市ボランティアセンターによる各種専門研修等	ボランティアに必要な知識や技術の研修機会を提供し，ボランティアを発掘・育成するとともに，ボランティア要請と派遣のマッチングやアドバイス等の支援を行う。 また，キャップハンディ体験(障害者理解)のための教材の貸し出しを行う。

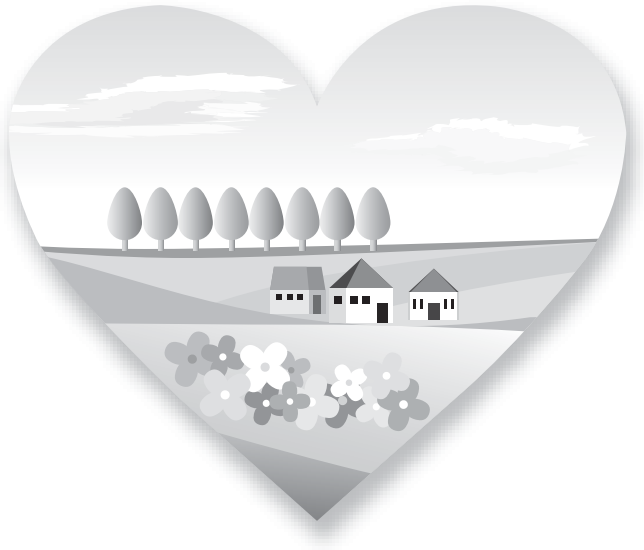

〈資料〉
・ 統計データ

１．障害のある方等の推移

(1) 仙台市の人口と手帳所持者の割合

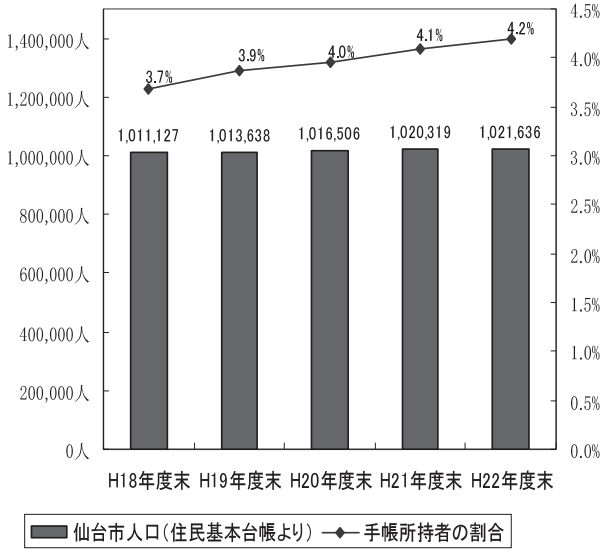

(2) 障害福祉サービス利用者数

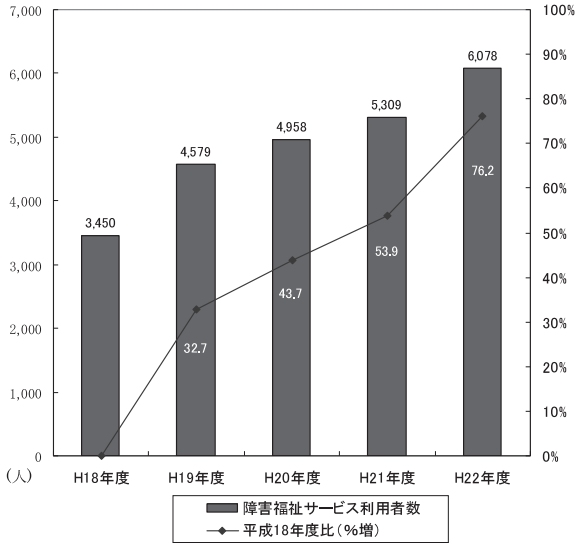

〔障害企画課調べ〕

(3) 難病認定者数

（単位：人）

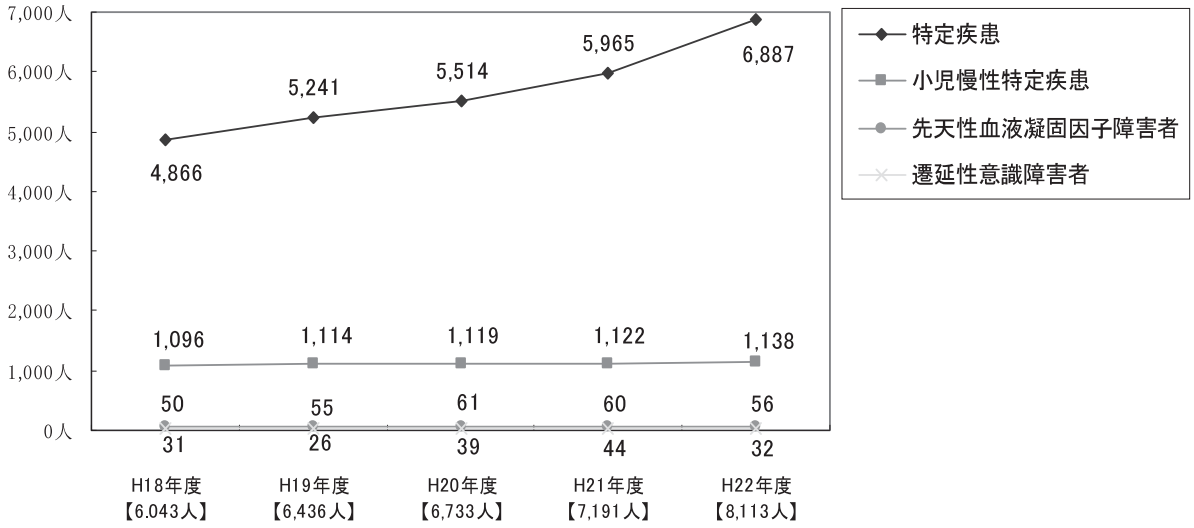

〔障害企画課調べ〕

2 就労・社会参加の状況

(1) 障害者就労支援センターの利用状況

i)利用者状況　（単位：人）

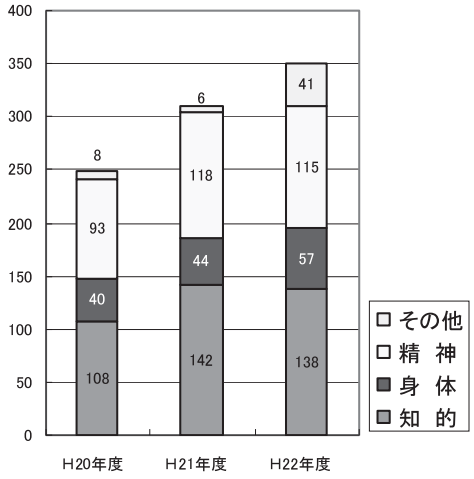

ii）相談状況　（単位：件）

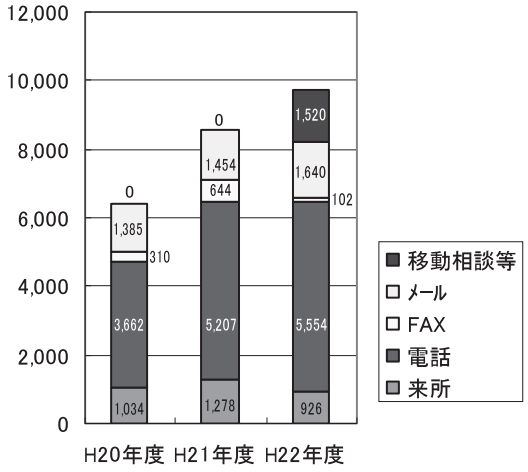

〔障害企画課調べ〕

(2) 障害者実雇用率と障害者実雇用率達成企業の状況

ハローワーク仙台管内に本社を有し，常用雇用労働者 56 人以上の民間企業（特殊法人は 48 人以上）と，常用雇用する職員が 48 人以上（一定の教育委員会は 50 人以上）の地方公共団体から，6 月 1 日現在の雇用状況の推移。

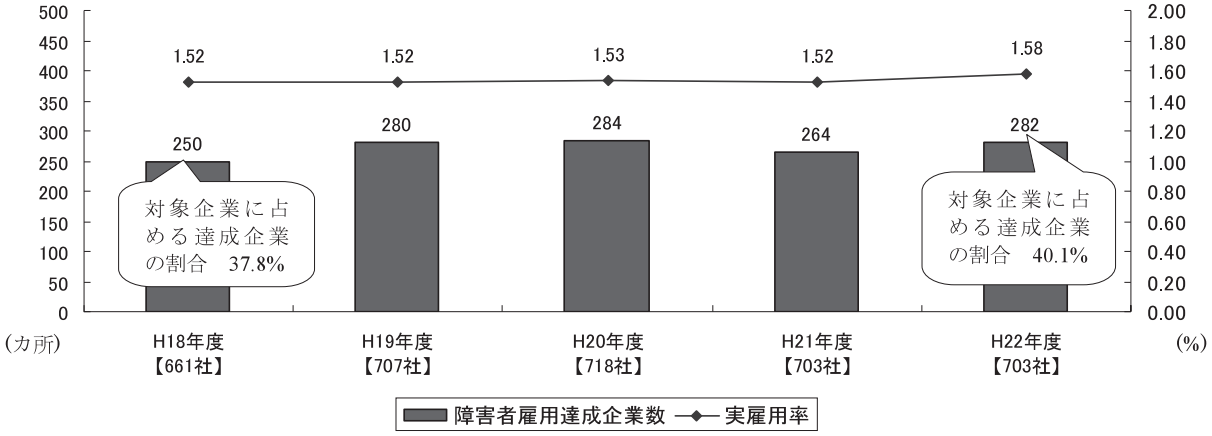

(3) 障害者雇用者の障害別内訳

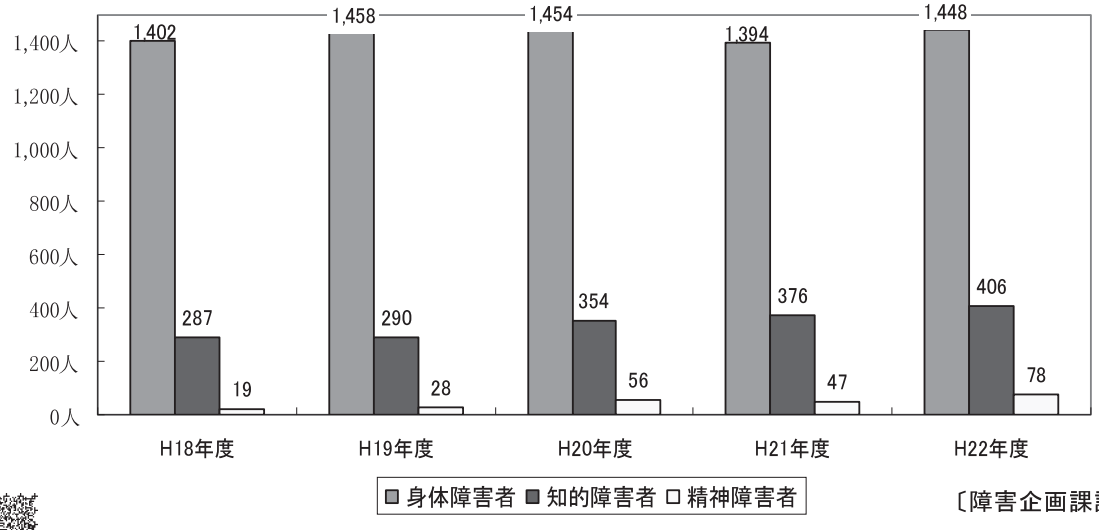

〔障害企画課調べ〕

(4) 外出頻度（通勤，通学，通院，通所を除く）

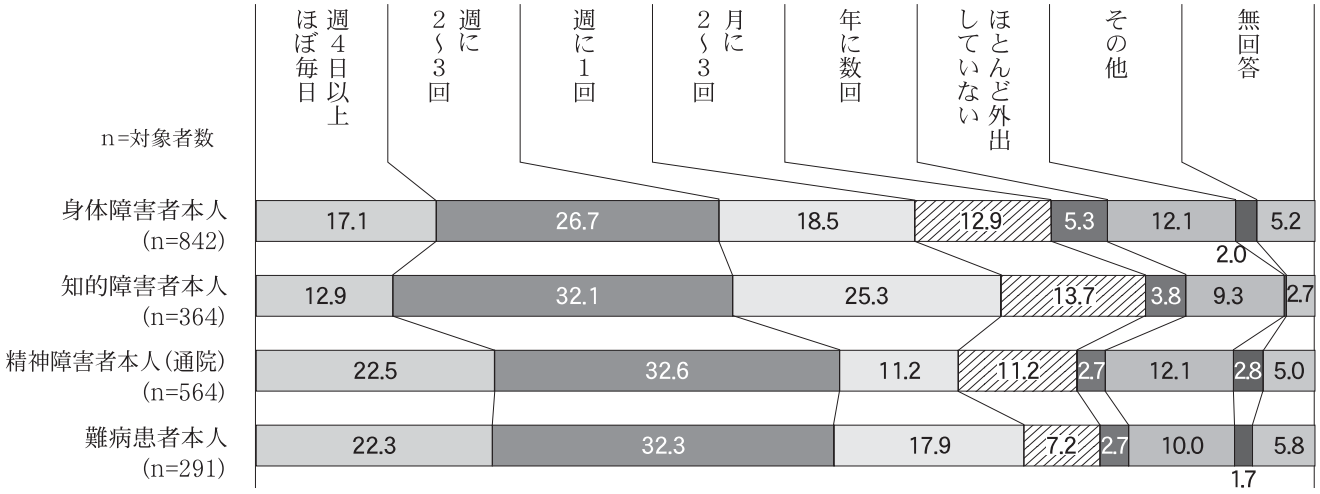

〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

(5) 主な外出の目的（通勤，通学，通院，通所を除く）（複数回答）

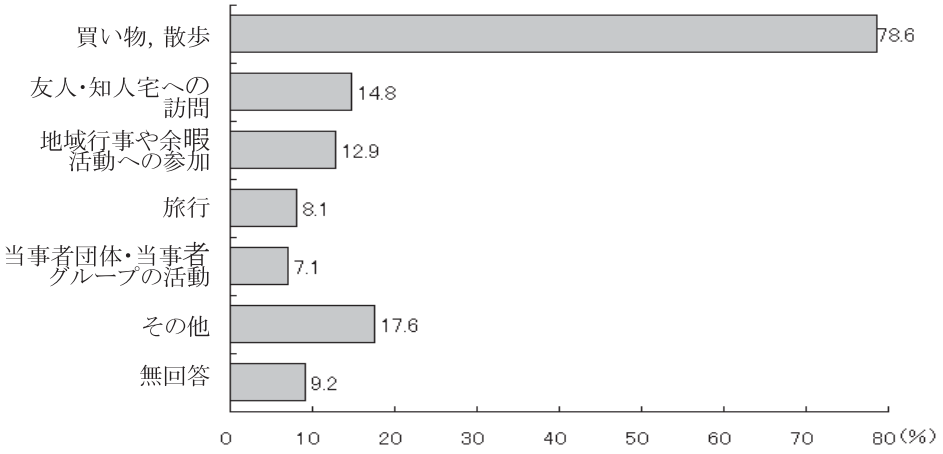

〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

3 障害児に関する相談件数の推移

(1) 発達相談支援センター（アーチル）における相談件数

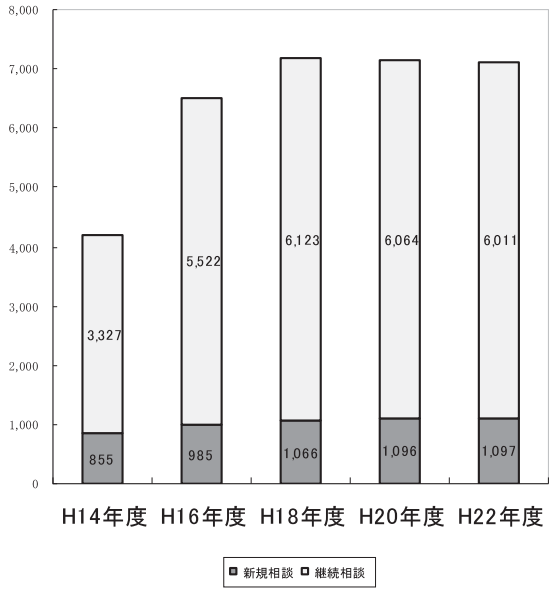

(2) 仙台市自閉症児者相談センター（仙台市若林障害者福祉センター内）における相談件数

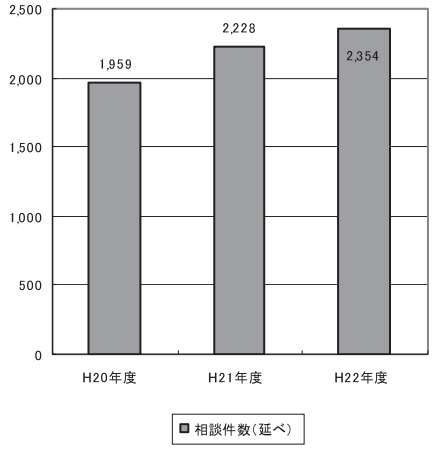

〔発達相談支援センター調べ〕

(3) ライフ・ステージごとの新規相談における主訴

i) 乳幼児の新規相談

主訴の内容（22年度）　［単位：件］

発達障害の内容と対応	417
適切な集団の場がほしい	89
人と関わりを持ちにくい	21
全体的な発達の遅れ	23
落ち着きがない	37
その他※	55
計	642

※その他は，施設入所及び在宅支援のための訪問等

主訴内容の推移

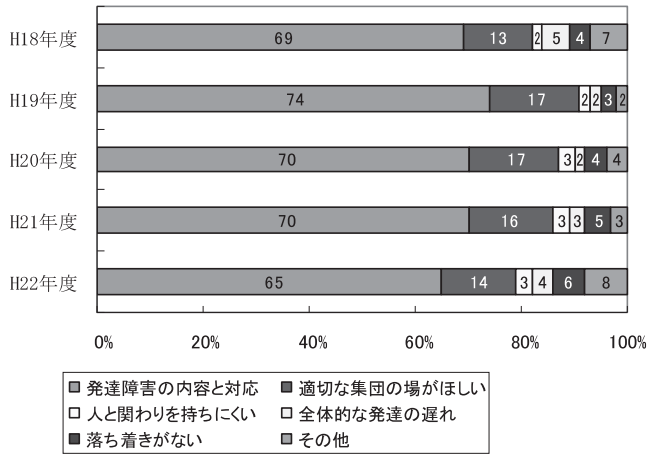

ii) 学齢児の新規相談

主訴の内容（22年度）　［単位：件］

発達障害の内容と対応	133
集団生活上の問題	27
学業の問題	45
人と関わりを持ちにくい	11
家庭や学校での対応	29
適切な集団の場がほしい	2
落ち着きがない	3
療育手帳・特別児童扶養手当	42
その他	7
計	299

主訴内容の推移

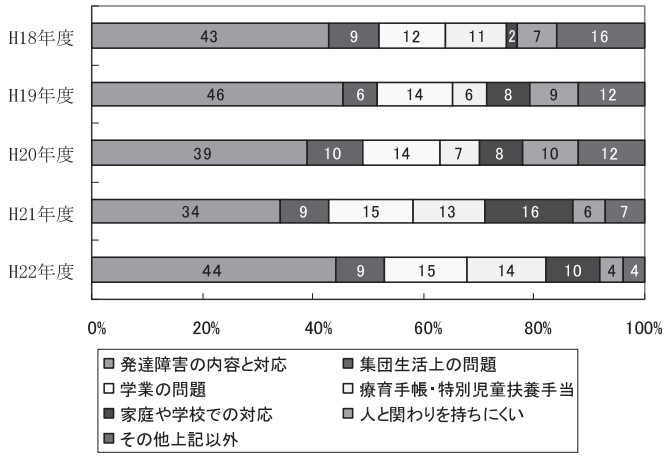

iii) 成人の新規相談

主訴の内容（22年度）　［単位：件］

療育手帳	34
地域生活に関すること	35
職業(就労)に関すること	33
その他	54
計	156

主訴内容の推移

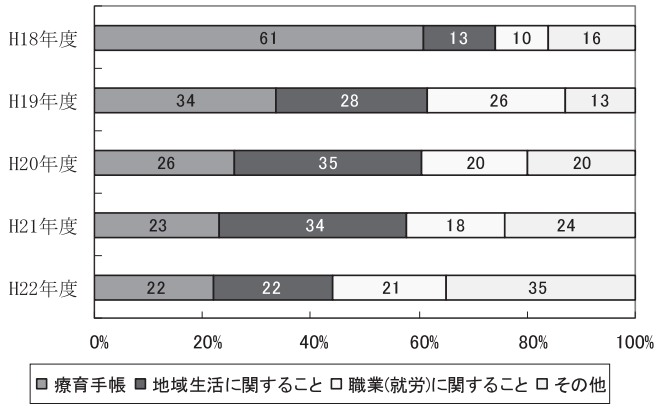

〔発達相談支援センター調べ〕

4 災害に対して最も大切と思う対策（複数回答）

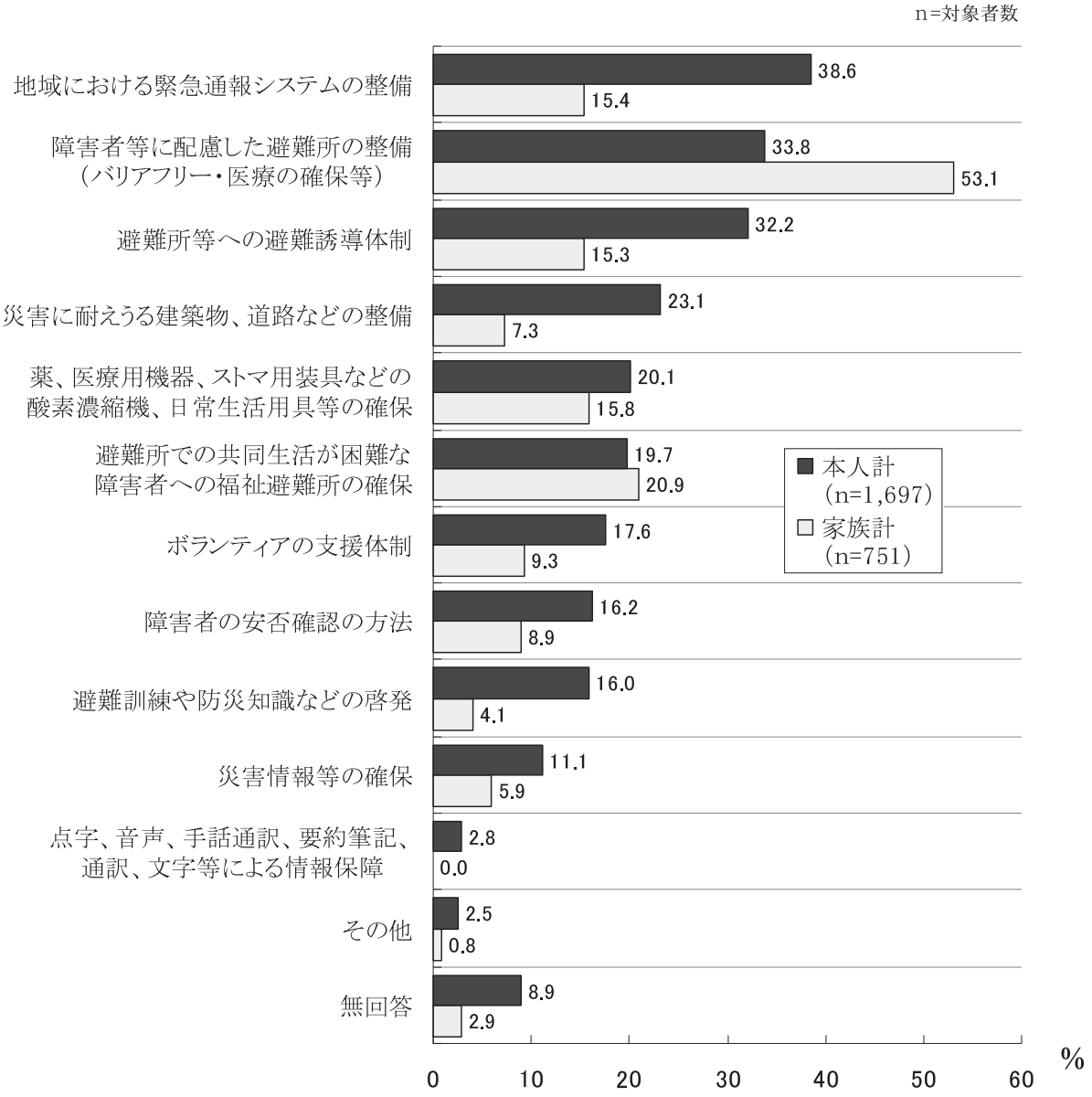

（注：東日本大震災前に調査）

〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

５ 今後充実してほしい施策（複数回答）

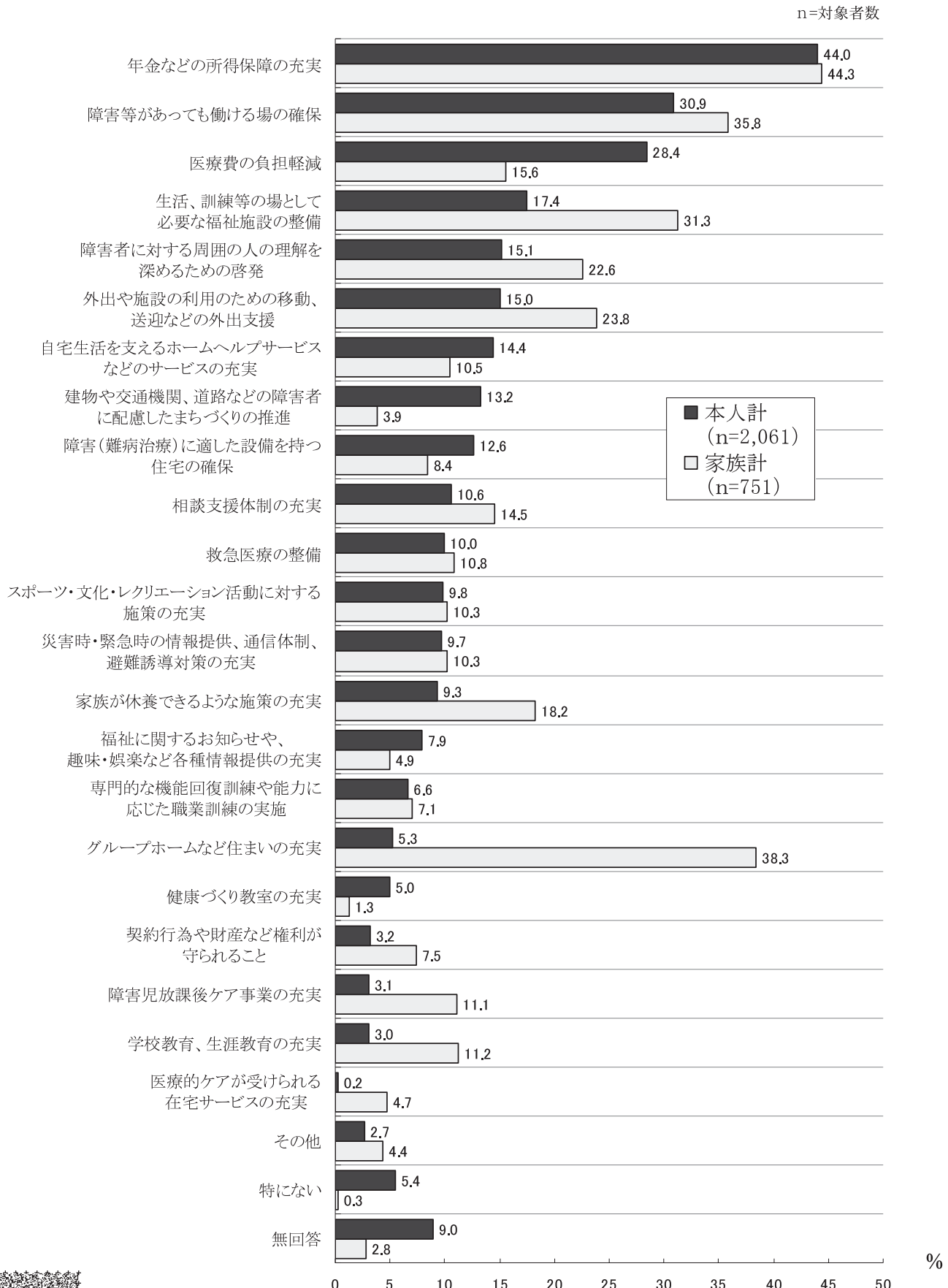

〔障害者保健福祉に関する基礎調査〕

・ 用語の解説

ア行

ICF（国際生活機能分類）

前障害者保健福祉計画（平成 18 年度～23 年度）から，ICF の活用という視点を掲げた。

ICF とは，平成 13(2001)年に WHO（世界保健機関）が提唱した，国際生活機能分類（International Classification of Functioning, Disability and Health）の略称。

「障害」のとらえ方には，個人の「心身機能・構造」による「医学モデル」と，主として社会が生み出すものとする「社会モデル」とあるが，ICF は，「医学モデル」「社会モデル」をあわせた「統合モデル」である。

「健康状態」，「心身機能・心身構造」，「活動」，「参加」，「環境因子」，「個人因子」という要素の相互作用や複合的な関係とみなされるというもので，次のような図で示される。

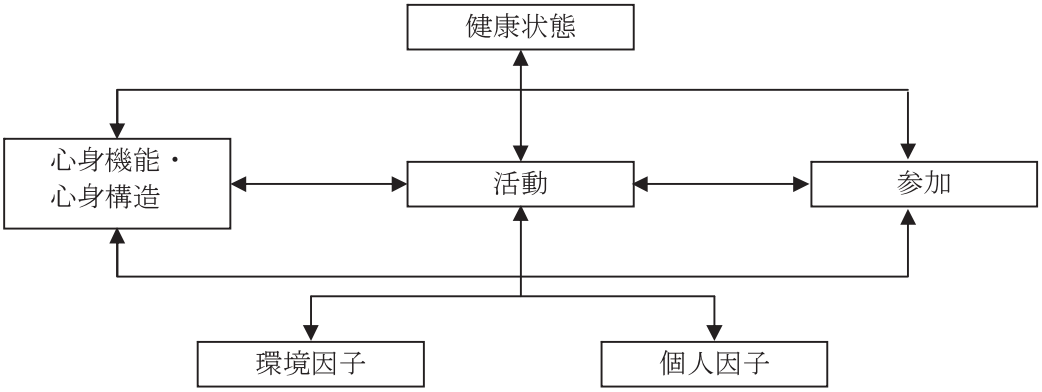

例えば，仲間とスポーツをしたい（個人因子）が，足が不自由で車椅子でしか移動できない（心身機能・心身構造）ので参加しづらい。しかし，バリアフリー化が進む（環境因子）ことにより，外出しやすくなり，スポーツにとどまらず，幅広く交流する機会が増え（活動・参加），心身ともに充実した生活を過す（健康状態）ことができる，というもの。

ただし，健康状態は結果ではなく，心身機能・構造，活動，参加に影響を与え，更に他の要素にも影響する。また，相互作用等がマイナス方向に働くこともある。

大切なことは，支援の必要な方の全体像をとらえ，構成する要素のプラスの側面を高め，相互作用等をプラスの方向に働かせ，好循環をつくり出していくことにより，意欲や生活能力が引き出され(エンパワーメント)，一層充実した生活を送ることができるよう努めて行くことといえる。

いきいき市民健康プラン

すべての市民が健康でいきいきと安心して暮らしていくための取り組みを展開していくための目標と方向性を定めた計画。

医療的ケア

日常的に行われる経管栄養注入やたんの吸引，導尿補助などの医療的な生活援助行為のこと。

カ行

介護給付

障害者自立支援法による自立支援給付のうち，居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，同行

援護，行動援護，重度障害者等包括支援，短期入所（ショートステイ），療養介護，生活介護，障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援），共同生活介護（ケアホーム）を指す。

旧法施設
障害者自立支援法（平成 18 年施行）より以前の諸法によって設立されている障害者福祉施設を指す。平成 23 年度末までに障害者自立支援法へ移行。

訓練等給付
障害者自立支援法による自立支援給付のうち，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A 型＝雇用型，B 型），共同生活援助（グループホーム）を指す。

権利擁護
人権が侵されないよう保護すること。

強度行動障害
多動，自傷，他害，器物破損等，生活環境への行動障害が著しい状態。

サ行

自閉症
中枢神経系の機能異常による発達障害の一種で，他人との関わりやコミュニケーションの障害，特定の行動や対象への強いこだわりなどの特徴がある。なお，知的障害を伴わない自閉症を高機能自閉症という。

重症心身障害
重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複している障害。

障がい者制度改革推進本部
障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うため，平成 21(2009)年に内閣に設置されたもの。

障害者の権利に関する条約（仮称）
平成 18（2006）年 12 月に国連総会にて採択された障害者の権利を補償する条約で，障害者に対する差別の撤廃，社会参加の促進を目的としている。20 カ国の批准により発効されるが，批准国は国内法の整備等の措置が義務付けられる。

障害者虐待防止法
正式名称は「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。障害者の虐待の予防と早期発見，及び養護者への支援を目的とする。

障害者基本法
全ての国民が，障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的として，障害者の定義や地域社会における共生，差別の禁止等のほか基本的施策を定めた法律。

障害者ケアマネジメント
障害のある方の地域における生活を支援するために，ケアマネジメントを希望する方の意向を踏まえて，福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと，様々な地域の社会資源の間に立って，複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに，総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し，さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

小地域福祉ネットワーク活動
支援を必要とする方々が地域で自立した生活を送れるよう，地区社会福祉協議会が主体となって住民同士で見守り支えあう活動。

成年後見制度
知的障害，精神障害などによって，物事を判断する能力が十分でない方について，家庭裁判所が申し立てにより，その方の権利を守る援助者（「青年後見人」など）を選ぶことにより，法律的な支援を行う制度。

セルフヘルプ
同じ病気や悩みを持つ当事者同士が，お互いの体験を共有しながら支えあって社会参加を目指す。

仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）
高齢者保健福祉施策の総合的な推進を目的とし，併せて介護保険事業の計画を定める計画。

仙台市震災復興計画
東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系化し，計画的に推進することにより，一日も早い復興を達成するための計画。

仙台市すこやか子育てプラン 2010
子供の育ちと子育て支援に関する施策を総合的に推進するための計画。

仙台市総合計画 2020
地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づく総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」と，それを推進するための長期的な目標を掲げる「基本計画」及び中間計画である「実施計画」の 3 つで構成される市政運営全般にわたる計画。時代が大きな転換期を迎えている中，さまざまな困難を乗り越え，未来に希望をつなぐために，多くの知恵と力を集め，誰もが心豊かに暮らし続けることができる「ひとが輝く杜の都」の実現をめざしている。

仙台市ひとにやさしいまちづくり条例
障害のある方，高齢の方，乳幼児連れの方など日常生活や社会生活上，行動に制約がある方が，建築物や道路，公園等の施設を円滑に利用できるようにするために整備基準等を定める条例。一定の面積を超える公益的施設の工事については，整備基準に適合することが必要である。

タ行

中途障害
生まれながらある先天的な障害とは異なり，人生の半ばで事故や病気により障害が生じること。

高次脳機能障害
交通事故や脳卒中などによって脳に損傷を受けたことにより，記憶や注意，思考，言語，学習などに障害が生じ，生活に支障がある状態。

ナ行

難病
「原因不明で，治療方法が未確立であり，かつ後遺症を残す可能性が高い病気」で，「経過が慢性的で，経済的負担が大きいだけでなく，介護者の負担や精神的な負担が大きい病気」を指す。

ハ行

発達障害
乳幼児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し，発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害。代表的なものとしては広汎性発達障害（自閉症，アスペルガー症候群など），注意欠陥多動性障害(ADHD)，学習障害(LD)などがある。

バリアフリー
公共施設や住宅などにおいて，段差などの物理的な障壁や不便さをなくすこと。また，高齢の方や障害のある方等を含め，全ての人が壁を感じることのないような社会をつくろうという考え方。

ピアカウンセリング
障害のある方同士が対等な立場で行うカウンセリング。互いの悩みなどを語り合い，傾聴し合い情報交換を行うことを通して，自分で自分の問題を解決することを支援する。（ピア(peer)は仲間や同僚の意味）

ピアサポート
同じような悩みや背景を持つ人，障害のある方同士が，対等な立場で互いに支えあうこと。

PTSD（心的外傷後ストレス障害）
Post Traumatic Stress Disorder の略。生死に関わるような危険にあったり，死傷の現場を目撃したりするなどの体験によって強い恐怖を感じ，それが記憶に残って心の傷（トラウマ）となり，何度も思い出されて当時と同じような恐怖を感じ続けるなど，様々なストレス障害を引き起こす病気のこと。

BCP（事業継続計画）
自然災害や大火災等の緊急事態に遭遇した場合において，事業所等の損害を最小限にとどめつつ，中核となる事業（サービス）の継続あるいは早期復旧を可能とするために，平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法，手段などを取り決めておく計画。

福祉的就労
就労移行支援事業所，就労継続支援事業所等で就労すること。

福祉避難所
指定避難所で生活を続けることが困難な高齢の方や障害のある方等の要援護者を二次的に受け入れるために開設する避難所。

放課後等デイサービス
児童館等の利用が困難な障害児を対象として，放課後や夏休みなどの長期休暇期間中に地域で豊かに生活するため，遊びや創作的活動の場を提供するとともに，障害児の自立を促進する事業。

・ 仙台市障害者保健福祉計画・第３期障害福祉計画策定検討経過

1. 障害者保健福祉基礎調査の実施

平成 22 年 12 月から平成 23 年 2 月にかけて，障害のある方，家族，障害福祉サービス関係者及び市民へのアンケート（6,694 名に配布，有効回収率 51.9%）及び障害者団体、難病・小児慢性疾患家族団体、地区社会福祉協議会関係者 36 団体への聴き取りによる調査を実施。

併せて仙台市障害者施策推進協議会委員による障害のある方，家族，関係者へのヒアリング（合同ヒアリング 17 名，訪問ヒアリング 26 名）を実施。

2. 市民参画

平成 23 年 12 月 20 日から平成 24 年 1 月 20 日まで、中間案によるパブリックコメントを実施。40 人・団体から 92 件の意見が寄せられた。

3. 仙台市障害者施策推進協議会における議論

(1) 第 1 回会合：両計画策定に係る諮問
　　3 つの作業部会の設置を決定
(2) 第 2 回会合：現計画の取り組み状況と課題の抽出
(3) 第 3 回会合：計画骨子の決定
(4) 第 4 回会合：計画中間案とりまとめ
(5) 第 5 回会合：計画答申とりまとめ

4. 作業部会における主な検討事項

(1) 障害児支援作業部会（5 回開催）
- 障害児施設における就学前療育のあり方と今後の方向性について
- 児童・生徒の放課後対策のあり方と今後の方向性について

(2) 就労支援作業部会（4 回開催）
- 多様な就労による生きがいづくりについて
- 障害者就労支援体制の充実について

(3) 災害時対応作業部会（4 回開催）
- 東日本大震災における災害時対応の経験について
- 障害のある方の災害時対応に関する課題と対応のあり方について

5. その他関係する会議における意見聴取

(1) 仙台市障害者自立支援協議会
　　障害のある方の相談支援体制について議論
(2) 仙台市精神保健福祉審議会
　　精神障害のある方に対する支援について議論

	仙台市障害者施策推進協議会	作業部会	他の協議会等	パブリックコメント	市議会
平成22年12月～平成23年2月	ヒアリング実施			障害者保健福祉基礎調査実施	
6月	29日：第1回 同日：諮問				常任委員会 (基礎調査報告)
7月		25日：障害児支援作業部会 29日：就労支援作業部会	26日：障害者自立支援協議会		
8月	25日：第2回	9日：災害時対応作業部会 30日：障害児支援作業部会			
9月		8日：災害時対応作業部会 16日：就労支援作業部会 21日：障害児支援作業部会			

10 月	31 日：第 3 回	12 日：災害時対応作業部会 26 日：障害児支援作業部会 27 日：就労支援作業部会			
11 月		9 日：災害時対応作業部会 17 日：障害児支援作業部会 17 日：就労支援作業部会			
12 月	1 日：第 4 回			15 日：中間案公表 20 日~市民意見募集	常任委員会 （中間案報告）
平成 24 年 1 月			24 日：障害者 自立支援協議会 27 日：精神保健福祉審議会	市民意見募集～20 日	
2 月	6 日：第 5 回 21 日：答申				
3 月	策定				

・ 仙台市障害者施策推進協議会委員・専門委員名簿

（敬称略／役職・五十音順）

○ 委員

	氏名	所属・役職等
会長	阿部　一彦	東北福祉大学教授
副会長	大坂　純	仙台白百合女子大学教授
	赤間　宏	仙台市教育局特別支援教育課長
	伊藤　清市	NPO 法人ゆにふりみやぎ理事長
	岩舘　敏晴	国見台病院院長
	菅野　淑江	シエルの会（宮城県高機能広汎性発達障害児親の会）会員
	桔梗　美紀	株式会社ジョイヤ代表取締役
	久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
	黒瀧　和子	NPO 法人みどり会合同委員
	坂井　伸一	精神障害者を支える地域ネットワーク会議「あ・んの会」副会長
	白江　浩	NPO 法人宮城県患者・家族団体連絡協議会理事長
	鈴木　直子	西仙台歯科医院院長/仙台歯科医師会副会長
	瀬野　幸治	瀬野整形外科診療所院長/仙台市医師会理事
	中村　晴美	社会福祉法人わらしべ舎理事長
	橋本　裕樹	社会福祉法人みずきの郷理事長
	目黒　久美子	宮城県自閉症協会会長
	諸橋　悟	仙台市障害者就労支援センター所長
	八木　伸善	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事
	山縣　浩	NPO 法人アイサポート仙台理事長
	渡辺　隆	仙台公共職業安定所職業相談部長

○ 障害児支援作業部会 専門委員

	氏名	所属・役職等
委員長	赤間 宏	仙台市障害者施策推進協議会委員
副委員長	菅井 邦明	東北福祉大学社会福祉学科教授
	小野寺 信子	仙台市袋原たんぽぽホーム園長
	加々見 ちづ子	(社福)なのはな会常務理事 仙台市なのはなホーム園長
	菅野 淑江	仙台市障害者施策推進協議会委員
	中村 祥子	NPO 法人グループゆう代表理事／仙台市サンホーム管理者
	橋本 裕樹	仙台市障害者施策推進協議会委員
	谷津 尚美	NPO 法人アフタースクールぱるけ理事長

○ 就労支援作業部会 専門委員

	氏名	所属・役職等
部会長	大坂　純	仙台市障害者施策推進協議会副会長
副部会長	黒澤　哲	NPO 法人自閉症ピアリンクセンター「ここねっと」センター長
	相澤　治	宮城教育大学附属特別支援学校進路指導主事
	桔梗 美紀	仙台市障害者施策推進協議会委員
	佐々木 智賀子	NPO 法人ほっぷの森 どんまいネットみやぎコーディネーター
	中内 明美	ランスタッド株式会社仙台中央オフィス 仙台市しょうがい者雇用促進事業室長代理
	中村 晴美	仙台市障害者施策推進協議会委員
	渡辺 隆	仙台市障害者施策推進協議会委員

○ 災害時対応作業部会 専門委員

	氏名	所属・役職等
委員長	白江 浩	仙台市障害者施策推進協議会委員
副委員長	伊藤 清市	仙台市障害者施策推進協議会委員
	株木 孝尚	日本障害フォーラム（JDF）みやぎ支援センター長
	斎藤 栄樹	宮城野障害者生活支援センター主任相談員
	坂井 伸一	仙台市障害者施策推進協議会委員
	鈴木 成貴	宮城野障害者福祉センター 主任支援員
	目黒 久美子	仙台市障害者施策推進協議会委員
	森　孝義	仙台市民生委員児童委員協議会副会長

* オブザーバーとして日本障害フォーラム（JDF）みやぎ支援センター事務局長が出席

・ 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和六三年一二月二〇日
仙台市条例第一二八号

(趣旨)

第一条　この条例は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第三十六条第三項の規定に基づき、仙台市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平六、三・平一三、一〇・平一七、三・平二三、一〇・改正)

(組織)

第二条　協議会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

一　関係行政機関の職員
二　学識経験者
三　障害者
四　障害者の福祉に関する事業に従事する者
五　市の職員

(平六、三・改正)

(委員の任期)

第三条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条　専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条　会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2　協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附　則(平六、三・改正)

(施行期日)

1　この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成六年五月規則第四九号で、平成六年六月一日から施行)

(経過措置)

2　この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3　改正後の第二条第二項第三号及び第四号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までとする。

附　則(平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平一七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成一七年八月規則第九二号で、附則ただし書に係る規定は、平成一七年八月一〇日から施行)

附　則(平二三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平二四、三・改正)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の際に仙台市障害者施策推進協議会の委員であった者の任期については、なお従前の例による。

仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画

平成24年3月

編集・発行／仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課
仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
電話番号　022-214-8163
Ｆ　Ａ　Ｘ　022-223-3573
E-mail　fuk005330@city.sendai.jp

表紙の作品　「祭」……斎藤　大輝さん　「願いを込めて‥」…加藤　広美さん
「雨上がりの『大池』ハス」…瀬尾　和子さん　「季節の花」……矢沢　歩美さん
「絆」……小松喜久恵さん

再生紙を使用しております。